

令和8年度第1回市川市介護保険地域運営委員会

日 時：令和8年8月5日（水）
午後2時～午後3時25分

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 副委員長の選任について
- (2) 地域包括支援センターの事業報告について(報告)
- (3) 地域包括支援センターの運営評価報告について(報告)
- (4) 地域包括支援センターの地区割の見直し(案)について(報告)
- (5) 介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について(報告)
- (6) 介護給付費適正化事業について(報告)
- (7) 地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について(報告)
- (8) その他

3 閉 会

《配布資料》

- ・ 会議次第
- ・ 資料2-1 地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)一覧
- ・ 資料2-2 令和7年度地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)の事業報告について
- ・ 資料3-1 令和7年度地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)運営評価の概要
- ・ 資料3-2 令和7年度地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)評価指標
- ・ 資料3-3 令和7年度地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)運営評価結果一覧
- ・ 資料4-1 地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)の地区割見直しについて(案)
- ・ 資料4-2 地区割人口比較
- ・ 資料5 介護予防支援事業等の委託事業者の追加について
- ・ 資料6 令和7年度介護給付費適正化事業について(報告)
- ・ 資料7 地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について

《当日配布資料》

- ・ 第10期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和9～11年度)の策定について
- ・ 第7期市川市介護保険地域運営委員会委員名簿

令和8年4月1日



地域包括支援センター （高齢者サポートセンター）一覧

市内15ヶ所

高齢者サポートセンターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門職員が、健康や介護の相談など、さまざまな面から支援を行います。

こんなときはお気軽にご相談ください

介護や健康に関すること

- ・介護予防サービスを利用したい
- ・身体の機能に不安がある
- ・認知症に関すること

さまざまな相談ごと

- ・近所のひとり暮らしの高齢者が心配
- ・福祉、保健、医療、介護に関すること

権利を守ること

- ・悪質な訪問販売の被害にあった
- ・財産管理に自信がなくなった
- ・虐待にっている人がいる
- ・成年後見制度などの紹介

市の福祉サービスに関すること

- ・要介護認定の申請代行
- ・福祉、介護サービスのご案内
- ・配食サービス
- ・高齢者見守り支援事業
- ・紙おむつの給付

お住まいの地区ごとに担当のセンターが分かれています。
詳しくは裏面をご確認ください。

お問い合わせ

市川市福祉部地域包括支援課

市役所第一庁舎

八幡1-1-1

TEL: 047-712-8545

行徳支所内

末広1-1-31

TEL: 047-359-1274



市川市

地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)一覧

窓口開設日 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
 窓口開設時間 8:45～17:15 ※ ④大柏(大柏出張所内) 9:00～17:00

番号	センター名	担当地区	所在地	電話番号
①	高齢者サポートセンター 国府台	国府台	国府台5-25-4	☎047-373-6539
②	高齢者サポートセンター 国分	北国分、中国分、堀之内、 稲越、東国分、国分	東国分1-27-18	☎047-318-5565
③	高齢者サポートセンター 曾谷	曾谷	曾谷1-12-1	☎047-371-6161
④	高齢者サポートセンター 大柏	大町、大野町、南大野、 柏井町、奉免町	大町537 ----- 南大野2-3-19 ※(大柏出張所内)	☎047-338-6595
⑤	高齢者サポートセンター 宮久保・下貝塚	宮久保、下貝塚	下貝塚3-31-2	☎047-373-0763
⑥	高齢者サポートセンター 市川第一	市川、市川南3・4丁目 真間1丁目	市川南1-1-1-207-2 (サークロス1階2階)	☎047-700-5139
⑦	高齢者サポートセンター 市川第二	市川南1・2・5丁目、新田、平田、 大洲、大和田、稲荷木、東大和田	大洲1-18-1(急病診療・ ふれあいセンター2階)	☎047-320-3105
⑧	高齢者サポートセンター 真間	真間2～5丁目	真間2-3-11	☎047-322-8811
⑨	高齢者サポートセンター 菅野・須和田	菅野、須和田、東菅野	菅野6-18-21 マゼンタルハウス1階	☎047-326-7737
⑩	高齢者サポートセンター 八幡	八幡、南八幡	南八幡3-4-10 加藤ビル1階	☎047-376-3200
⑪	高齢者サポートセンター 市川東部	北方町、本北方、若宮、北方、 中山、鬼越、高石神、鬼高	鬼越1-3-2	☎047-334-0070
⑫	高齢者サポートセンター 信篤・二俣	田尻、高谷、原木、二俣、上妙典、 二俣新町、高谷新町、東浜	高谷1854	☎047-327-3366
⑬	高齢者サポートセンター 行徳	河原、妙典、下妙典、下新宿、 本行徳、本塩、関ヶ島、伊勢宿、 富浜、末広、塩焼、宝、幸、 加藤新田、高浜町、千鳥町	本行徳5525-4 丸大行徳ビル2階 ※1	☎047-312-6070
⑭	高齢者サポートセンター 南行徳第一	押切、湊、湊新田、香取、 欠真間、相之川、広尾、 新井、島尻、南行徳	新井2-21-19 TTアベニュー205	☎047-359-6660
⑮	高齢者サポートセンター 南行徳第二	行徳駅前、入船、日之出、 新浜、福栄、塩浜	日之出17-9 アルテ102	☎047-712-8022

※1 高齢者サポートセンター行徳にはエレベーターがありません。
 来所が難しい場合は、行徳総合病院1階の相談室での対応となりますので、総合受付にお声がけ下さい。

令和7年度地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)の 事業報告について

地域包括支援センター(以下、「高齢者サポートセンター」という。)では、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業、家族介護支援事業、指定介護予防支援事業等を実施した。

1. 介護予防ケアマネジメント事業(第 1 号介護予防支援事業)	P.2
2. 総合相談支援事業	P.3
3. 権利擁護事業	P.6
4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	P.7
5. 在宅医療・介護連携推進事業	P.9
6. 認知症総合支援事業	P.9
7. 地域ケア会議推進事業	P.10
8. 家族介護支援事業	P.10
9. 指定介護予防支援事業	P.11
10. 収支報告	P.12

1. 介護予防ケアマネジメント事業(第1号介護予防支援事業)

本市では平成28年3月1日から介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)を開始しており、各高齢者サポートセンターでは、本サービスを利用する要支援1、2と認定された者及び、介護予防・生活支援サービス事業対象者(事業対象者)に対し介護予防ケアマネジメントを実施した。

なお、その業務の一部を居宅介護支援事業所に委託している。

○介護予防ケアマネジメント実施件数(延数)

	5年度	6年度	7年度
実施件数(件)	13,631	13,897	13,675
うち委託数(件)	10,475	10,442	10,215
委託率(%)	76.8	75.1	74.7

※類似事業のケアプラン作成数は増加している。(R5:19,127、R6:19,820、R7:20,915)

○センター別介護予防ケアマネジメント実施件数(延数)(令和7年度)

センター名	実施数(件)	うち委託数(件)	委託率(%)
国府台	260	116	44.6
国分	1,318	1,049	79.6
曽谷	601	542	90.2
大柏	1,473	1,024	69.5
宮久保・下貝塚	591	452	76.5
市川第一	912	755	82.8
市川第二	1,501	1,114	74.2
真間	380	317	83.4
菅野・須和田	989	901	91.1
八幡	790	482	61.0
市川東部	1,470	1,172	79.7
信篤・二俣	357	286	80.1
行徳	848	569	67.1
南行徳第一	1,195	913	76.4
南行徳第二	990	523	52.8
合計	13,675	10,215	74.7

2. 総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援、ネットワークの構築を行った。

○相談件数(延数)(方法別)

内 容		5 年度	6 年度	7年度
総合相談件数(件)		60,097	63,327	64,722
内 訳	電話	43,056	41,821	44,969
	訪問	10,482	9,263	9,902
	来所	7,410	6,940	7,179
	文書	444	439	432
	その他※	1,935	1,551	2,240

※「その他」は主に「訪問したが不在だった場合」の件数が該当。

○相談件数(延数)(主要な内容別)

内 容	5 年度	6 年度	7年度
介護保険制度(件)	35,793	39,686	40,739
認知症(件)	15,798	15,193	15,615
虐待等権利擁護(件)	3,353	3,407	3,347
成年後見制度(件)	2,031	2,222	2,921

○センター別方法別相談件数(延数)(令和7年度)

センター名	合計(件)	電話(件)	訪問(件)	来所(件)	文書(件)	その他(件)
国府台	1,677	1,096	292	124	16	149
国分	2,764	1,449	855	329	78	53
曾谷	3,035	2,131	473	360	20	51
大柏	4,611	2,550	862	1,106	7	86
宮久保・下貝塚	1,803	917	685	184	11	6
市川第一	3,537	2,023	464	977	12	61
市川第二	5,132	3,517	595	824	10	186
真間	1,705	1,073	245	344	5	38
菅野・須和田	6,299	4,528	1,021	461	45	244
八幡	7,565	5,471	709	657	87	641
市川東部	9,616	7,567	1,058	734	44	213
信篤・二俣	4,251	3,561	415	116	18	141
行徳	4,896	3,310	951	432	50	153
南行徳第一	4,001	3,117	576	248	19	41
南行徳第二	3,830	2,659	701	283	10	177
合計	64,722	44,969	9,902	7,179	432	2,240

○センター別 内容別相談件数(延数)(令和7年度)

センター名	介護保険制度(件)	認知症(件)	成年後見制度(件)	虐待等権利擁護(件)
国府台	1,028	448	103	162
国分	2,370	1,219	43	181
曾谷	1,276	937	213	205
大柏	3,201	1,280	355	232
宮久保・下貝塚	1,037	631	51	80
市川第一	2,145	730	146	151
市川第二	3,611	1,357	206	249
真間	874	231	23	109
菅野・須和田	3,469	1,012	396	516
八幡	3,897	1,790	778	763
市川東部	6,403	1,184	263	50
信篤・二俣	3,343	1,076	49	90
行徳	3,083	1,981	210	304
南行徳第一	2,589	730	74	152
南行徳第二	2,413	1,009	11	103
合計	40,739	15,615	2,921	3,347

○地域における相談ネットワークの構築

内 容	5 年度	6 年度	7年度
民生委員地区協議会(回)	214	216	216
地域密着型サービス事業者による 運営推進会議(回)	199	238	157
地域ケアシステム関係会議(回)	172	184	207
出張窓口相談(回) ※	80	89	75
定期巡回・随時対応訪問介護看護事業者による 介護・医療連携推進会議(回)	12	26	22

※令和7度出張窓口相談実施センター 国府台、国分、曾谷、大柏、宮久保・下貝塚、市川第二、
菅野・須和田、市川東部、信篤・二俣

3. 権利擁護事業

成年後見制度の啓発、窓口での相談、申立て支援等を行った。

消費者被害防止について、市川市消費生活センターや警察等の関係機関との連携強化、地域への講座を実施した。

虐待を受けている高齢者本人や虐待をしている養護者、その他虐待を発見した関係者(近隣住民や介護支援専門員、介護保険サービス事業者など)からの通報、相談等の窓口になっている。虐待を受けている高齢者の安全確認及び事実確認を行うとともに、高齢者や虐待をしている養護者に対し、支援を行った。

○相談件数(延数)

内 容	5年度	6 年度	7年度
成年後見制度(件)	2,031	2,222	2,921
虐待等権利擁護(件)	3,353	3,407	3,347

○他機関とのケース会議(困難事例への対応)

内 容	5 年度	6 年度	7年度
実施件数(回)	225	220	248

他機関例:居宅介護支援事業所、サービス事業所、医療機関、認知症初期集中支援チーム、社会福祉協議会、市川市生活サポートセンターそら、基幹相談支援センターえくる、中核地域生活支援センターくらっち 他

○高齢者虐待防止ネットワーク会議実績(市主催)

内 容	5 年度	6 年度	7年度
個別ケース検討会議(回)	2	2	2
実務者会議(回)	1	1	1

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう個々の高齢者の状況に応じた適切なケアマネジメントを行うため介護支援専門員の資質向上を図るとともに、支援困難事例等への指導・助言等後方支援を行った。

(1) 介護支援専門員に対する研修会の実績

地域包括支援課主催の介護支援専門員を対象とした研修会を実施し、資質の向上に努めた。また、圏域毎に高齢者サポートセンター主催の介護支援専門員研修を年 2 回実施している。圏域の研修会には、事業所の主任介護支援専門員に企画・運営等の協力を依頼し、主任介護支援専門員同士のネットワーク構築に努めた。

この他、各高齢者サポートセンターで勉強会や相談会など情報交換の機会を設け、介護支援専門員のネットワーク構築や支援困難事例に対して指導助言を行った。

○市川市介護支援専門員研修実績(市主催)

対象者: 介護支援専門員・主任介護支援専門員・高齢者サポートセンター職員

開催日	内容	
令和 7 年 6 月 11 日	テーマ	複合的な課題を抱えるケースに関する事例検討会
	講師	市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員 吉岡 和代 氏 市川市よりそい支援事業がじゅまる+ 総合センター長 朝比奈 ミカ 氏
	出席者	69名
令和 7 年 10月19日	テーマ	在宅医療・介護連携における薬剤師の役割
	講師	株式会社アオノ ファーマシーアオノ薬局 牧野 泰幸 氏 市川市薬剤師会 川田 裕隆 氏
	出席者	36名
令和 7 年 12月19日	テーマ	高次脳機能障害について学び、ケアマネジメントに活かそう
	講師	市川高次脳機能障害相談室 言語聴覚士 小嶋 知幸 氏
	出席者	72名
令和8年 2月17日	テーマ	糖尿病について学び、ケアマネジメントに活かそう
	講師	東京歯科大学市川総合病院 慢性疾患看護専門看護師 金井 千晴 氏
	出席者	40名

○介護支援専門員研修会実績(高齢者サポートセンター主催・圏域ごとに開催)

対象者:各圏域の介護支援専門員・主任介護支援専門員

圏域	開催日	内容	
北部	令和7年 9月19日	テーマ	重層的な課題を抱える世帯に対してアプローチをする際の気づきやアセスメント力を深め、ケアマネジメント力を向上させる。
		出席者	23名
	令和8年 1月23日	テーマ	重層的な課題を抱える世帯に対してアプローチをする際の気づきやアセスメント力を深め、ケアマネジメント力を向上させる。
		出席者	21名
南部	令和7年 9月26日	テーマ	「社会資源を知り、利用者の生活を支える方法を考える」 ～社会資源とシャドーワーク～
		出席者	44名
	令和8年 2月20日	テーマ	介護現場におけるパワハラ・カスハラ対策について知る
		出席者	48名
東部	令和7年 7月15日	テーマ	中核地域生活支援センターに関する知識を深め、自身のケアマネジメントに活かそう
		出席者	21名
	令和7年 11月20日	テーマ	神経難病に関する知識を深め、自身のケアマネジメントに活かそう
		出席者	16名
西部	令和7年 7月17日	テーマ	生活支援コーディネーターの役割を知り地域課題を考えよう
		出席者	22名
	令和7年 11月17日	テーマ	ケアマネジャー業務を考えるきっかけにしよう ～グレーゾーン業務の対応について～
		出席者	23名

(2)介護支援専門員に対する個別指導および相談実績

介護支援専門員を支援するため、各高齢者サポートセンターが相談窓口となり、関係機関との連絡調整や指導・助言を行った。

○相談件数(延数)

	5年度	6年度	7年度
個別指導・相談(件)※	5,987	6,333	6,288

※ 処遇困難事例等への指導・助言も含む

5. 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行った。

(1) 退院支援相談(延数)

退院に向けて患者・利用者または家族の要望を踏まえて医療・介護関係者の連携の調整と支援を行った。

	5 年度	6 年度	7年度
退院支援相談(件)	538	492	556

(2) 在宅医療・介護連携に関する会議及び研修

市が主催する多職種連携をテーマにした研修会に参加し、医療・介護関係者と情報共有を行い連携の促進を図った。

6. 認知症総合支援事業

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、認知症の人やその疑いのある人に対する総合的な支援を行うため、高齢者サポートセンターに認知症地域支援推進員を 15 人配置し、その者を中心として必要な支援を行った。

(1) 認知症初期集中支援チームとの連携 ※1

認知症の人や認知症の疑いのある人、その家族の状況、相談内容から、必要と判断した場合には認知症初期集中支援チームと連携し、認知症の早期発見・対応を実施した。

○高齢者サポートセンターから認知症初期集中支援チームへの依頼件数

	5 年度	6 年度	7年度
依頼件数(件)	29	24	20

※1 認知症初期集中支援チームとは、認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症(疑い含む)の人やその家族を支援するチーム。

医療・保健・福祉の専門職(市職員)と専門医で構成され、地域包括支援課に設置されている。

認知機能低下による生活の困難さ等を本人や家族と一緒に確認のうえ、支援の方向性を検討し、必要に応じて高齢者サポートセンターと連携しながら自立した生活のサポートを行う。

支援期間は概ね6か月間。

(2)認知症カフェ

認知症の人を介護する家族の介護負担の軽減などのため、認知症の人や介護をする家族が気軽に立ち寄り、相談できるような認知症カフェを開催した。

○認知症カフェ

	5 年度	6 年度	7年度
開催数(回)	12	0	0
参加人数(人)	125	0	0

※令和6年度より、高齢者サポートセンターへの認知症カフェ委託事業は廃止し、
認知症地域支援推進員とともに、認知症カフェの立ち上げ・運営を行う民間事業者の支援を担う

7. 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議は、地域の支援者や保健医療及び福祉に関する専門職が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、高齢者が住み慣れた住まいで生活することを目的に実施している。個別ケースの支援内容を検討し、地域支援ネットワークの構築や地域課題の把握を行い、地域づくり等につなげた。

○地域ケア個別会議

	5 年度	6 年度	7年度
開催・検討合計数(件)	61	60	60

8. 家族介護支援事業(任意事業)

「家族介護教室」や「介護者相互の交流会」を開催し、要介護者を現に介護する者の支援を行った。テーマとして在宅での介護に関連する排泄等実際の介護の方法や介護保険制度の利用方法の他、高齢者の食事と栄養、住宅改修、施設の選び方等を取り上げた。

○家族介護教室(各センター3 回実施を規定)

	5 年度	6 年度	7年度
開催数(回)	45	46	45
参加人数(人)	512	578	688

○介護者相互の交流会(各センター1回以上の開催を規定)

	5 年度	6 年度	7年度
開催数(回)	16	15	15
参加人数(人)	100	88	102

9. 指定介護予防支援事業

要支援 1、2 と認定された者に対する介護予防支援を実施した。また、その業務の一部を居宅介護支援事業所に委託して実施した。

○介護予防ケアプラン作成件数

	5 年度	6 年度	7年度
実施件数(件)	19,127	19,820	20,951
うち委託件数(件)	15,941	15,753	16,432
委託率(%)	83.3	79.5	78.4

○センター別介護予防ケアプラン作成件数(令和7年度)

センター名	実施数(件)	うち委託数(件)	委託率(%)
国府台	493	257	52.1
国分	1,422	1,186	83.4
曾谷	876	803	91.7
大柏	2,525	1,865	73.9
宮久保・下貝塚	1,099	881	80.2
市川第一	854	812	95.1
市川第二	1,880	1,502	79.9
真間	355	308	86.8
菅野・須和田	1,369	1,215	88.8
八幡	1,388	914	65.9
市川東部	2,617	2,294	87.7
信篤・二俣	871	669	76.8
行徳	1,711	1,276	74.6
南行徳第一	1,948	1,579	81.1
南行徳第二	1,543	871	56.4
合計	20,951	16,432	78.4

10. 決算報告

高齢者サポートセンターの令和 7 年度委託費における予算額および決算額を報告する。

センター名	予算額(円)	決算額(円)
国府台	19,832,000	19,832,000
国分	30,840,000	30,840,000
曾谷	25,265,000	25,265,000
大柏	46,806,000	46,806,000
宮久保・下貝塚	24,343,000	24,343,000
市川第一	29,676,000	29,676,000
市川第二	46,365,000	46,365,000
真間	20,605,000	20,605,000
菅野・須和田	31,011,000	31,011,000
八幡	37,861,000	37,861,000
市川東部	49,221,000	49,221,000
信篤・二俣	24,343,000	24,343,000
行徳	41,190,000	33,807,853
南行徳第一	43,622,000	42,343,210
南行徳第二	38,090,000	35,337,556
合計	509,070,000	497,656,619

第1回市川市介護保険地域運営委員会	資料3-1
令和8年8月5日(水)	

令和7年度
地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)
運営評価の概要

市川市地域包括支援課
相談支援グループ

実施目的

地域の高齢者とその家族を支援する中核的な役割を担う高齢者サポートセンターについて、人員体制および業務状況を定期的に把握・評価し、その結果を活かしてより良い取組みを推進することを目的とする。

令和7年度

令和7年4月1日～令和8年3月31日

根拠法令

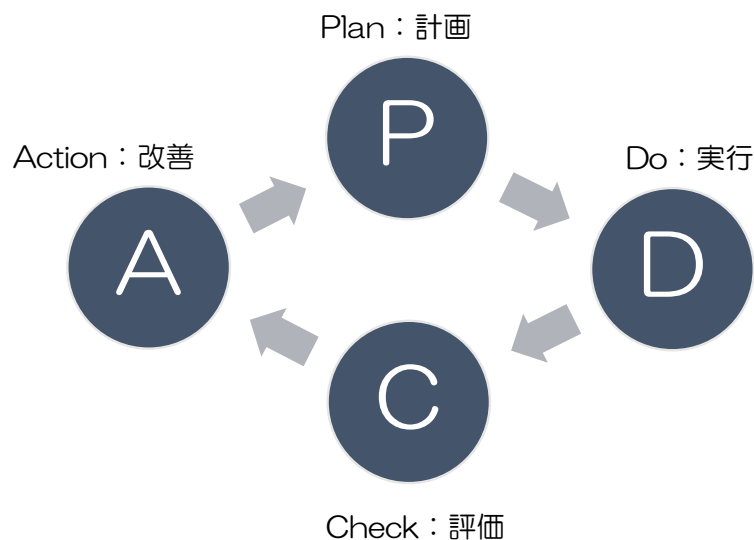
○介護保険法 第115 条の46 第4 項

高齢者サポートセンターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない

○介護保険法 第115 条の46 第9 項

市町村は、定期的に、高齢者サポートセンターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない

高齢者サポートセンターのPDCAサイクル



①「Plan：計画」

前年度の評価結果分析および対応検討をもとに、市町村が高齢者サポートセンターの運営方針や支援・指導方針を策定する。また、市町村による高齢者サポートセンターの運営方針をもとに、評価結果分析や対応検討等を踏まえて、高齢者サポートセンターが市町村と相談しながら事業計画を策定する。

②「Do：実行」

事業計画にもとづき、高齢者サポートセンターにおいて事業を実施する。

③「Check：評価」

市町村および高齢者サポートセンターにおいて、事業計画の目標達成状況および未達成理由の分析を行う。
その際に、評価指標を活用することで、業務の実施状況や課題等の把握を行うことができる。

④「Action：改善」

実施できていない業務や未達成の目標への対応を検討して、「Plan：計画」につなげる。

このようなサイクルを繰り返すことで、高齢者サポートセンターの機能強化を図っていく。

評価の実施方法

①自己評価

各センター管理者が「市川市 高齢者サポートセンター運営評価チェックシート」に沿って、評価項目ごとに2段階（※）の自己評価を行う。

②行政評価

- ・センターが実施した自己評価をもとに、高齢者サポートセンターとして求められている事業が実施できているかを評価するとともに、センター間の相互比較の観点も含めて、行政評価（2段階）を行う。
- ・行政評価は、まず提出された評価結果を点検確認し、担当者にヒアリングを実施した。その他に成果物（報告書、活動実績、チラシ、社会資源マップなど）の作成状況を加味し、行政評価として得点を精査した。
行政評価の結果は市川市介護保険地域運営委員会において報告し、ホームページで公表を行う。

○提出書類の確認

「市川市地域包括支援センター運営評価チェックシート」に基づき下記の項目について評価した。

1. 地域包括ケアシステムの構築・推進、組織・運営体制
2. 総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援
3. 包括的支援
4. その他業務
5. 総評
(高齢者サポートセンターの特徴、主に力を入れて取り組んだこと、課題と今後取り組むこと)

○ヒアリング

自己評価を確認するため、具体的な活動内容等を直接職員から聞き取りを行った。

(※) 2段階評価指標

1. 指標を満たしている
0. 指標を満たしていない

令和7年度地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)評価指標

◆国の統一指標
◇市の独自指標

1. 地域包括ケアシステムの構築・推進

(1)市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する

	設問番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q1	人口動態、市町村が行う介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果等の量的データによって、地域の高齢者に係る現状や将来の状況等を把握していますか	センター業務を実施する前提となる地域アセスメントを行い、担当圏域の現状および将来像やニーズ等を把握しているかを評価する	・いずれかの量的データによって、市町村全域や担当圏域の現状や将来予測等（例：高齢化率や世帯状況の推移、高齢者のニーズ等）を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q2	介護保険事業計画、老人福祉計画、地域福祉計画等から地域の高齢者にかかる課題等を把握していますか		・いずれかの計画を確認して、市町村または担当圏域の高齢者に係る課題（例：75歳以上の者の転入が多く軽度者の介護サービス需要が増す見込み等）を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q3	センターが行う実態調査によって、担当圏域の現状やニーズを把握していますか		・センターで実態調査を実施していない場合は、項目を満たしていないものとして取り扱う。
◆	Q4	相談内容や地域ケア会議等の内容を分析し、担当圏域の地域課題を把握していますか		・相談内容の分析または地域ケア会議等によって、担当圏域の課題等（例：移動手段の不足、情報周知の未徹底等）を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。

2. 組織・運営体制

(1)市町村の実施方針に従って地域包括支援センターの機能強化に向けた事業計画を作成し、必要に応じて業務改善を図る

	設問番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q5	市町村が定めるセンターの事業の実施方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定していますか	市町村の実施方針や担当圏域の地域課題等を踏まえて、事業計画の作成、重点目標を設定し、必要に応じて業務改善を図っているかを評価する。	・データまたは紙面等で策定されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q6	当該年度のセンターの事業計画に前年度の事業計画における課題への適切な対応策を含めていますか		・当該年度のセンターの事業計画に、前年度の事業評価で取り上げた課題に対して適切な対応策が記載されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・前年度の事業評価で課題が把握されなかった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q7	市町村の実施方針や担当圏域の地域課題等を踏まえ、センターの事業計画に重点目標を設定していますか		・重点業務を定めた検討の記録（検討に関する会議のメモ、議事録等）が残され、かつセンターの事業計画に重点目標として記載している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q8	センターの事業計画の重点目標に基づいて達成状況を分析し、必要な業務改善を行っていますか		・前年度のセンターの事業計画の達成状況およびその背景を分析して、センターの業務改善が図られている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・前年度の分析で業務改善が必要な事項がなかった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。
◇	Q8-1	【Q8で「1」の場合に回答】 業務改善の内容（課題と改善内容を記入）		

(2) センターが効果的に運営できるように、組織マネジメントを行う

	設問番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q9	センター長等の責任者の役割を文書で明確にし、職員に周知していますか	センター機能を効果的に発揮できるように、センター長等を中心として、センターの業務量の最適化を図りながら、個々の職員の専門性を踏まえたチームアプローチができているかを評価する。	・センター業務の責任者の役割を文書で示し、かつ職員に周知している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・ここでの文書は、市町村が実施方針等でセンター長の役割を示している場合も該当する。 ・センター業務の責任者がいない場合は、項目を満たしていないものとして取り扱う。
◆	Q10	センターの事業計画を共有する会議等の機会を設け、これに基づく職員個々の取り組み内容を確認していますか		・センターの事業計画を共有する会議等において、職員個々の取組内容を確認している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・会議等の形式は問わない。
◆	Q11	センターの業務量を把握したうえで、業務の最適化を図るための対応を行っていますか		・センターの業務量を把握したうえで、例えば、事務職員への業務分担や、センター職員が作成する介護予防サービス計画の上限数を決めて、それ以上のプランを委託する等の何らかの業務最適化の工夫を行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q12	特定の職員に業務が偏らず、チームアプローチを推進するために業務分担のルールや仕組みづくりを行っていますか		・各職員の業務量を把握したうえで、専門性を踏まえた業務分担を行うためのルール等を定めている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。例えば、資格ごとに4事業の主担当を割り振ったうえで、資格によらず複数人がチームとして活動するようにルール化することや、業務別に主担当と副担当を決めて、年度ごとに順次交代していく仕組みなどが該当する。
◆	Q13	センターの業務効率化を目的に、センター業務にICTを活用していますか		・例えば、職員毎のパソコンやタブレットの配布、Wi-Fiの整備、介護予防サービス計画等のデータ連携のためのシステム、センター間等の総合相談支援事業の効果的な実施のためのデータ共有システム、オンライン相談等のためのタブレット端末、音声入力による記録作成、地域住民がセンターに気軽に相談できる体制整備のためのチャットボット、センター業務の効率化を図るためのAIの導入などが行われている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。

(3) センター職員の人員確保および育成を図る

	設問番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q14	センターの人員確保や定着を進めるための取り組みを行っていますか	センター職員の人材確保、定着、育成のために、研修やメンタルヘルス対策を行う体制を整え、対応しているかを評価する。	・職員の人材確保や定着を目的として、例えば、地域の専門職養成機関等と連携して実習を受け入れる、上司との面談の機会を設ける、資格取得を保障する、研修受講機会を保障する、休暇を取りやすくする等の取組を推進している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q15	センターに在籍するすべての職員に対して、センターまたは受託法人が職場で研修を実施していますか		・センターに在籍する全ての職員が参加できる職場での研修を年に1回以上開催している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・研修の主催者、内容、時間数は問わない。
◆	Q16	センターに在籍するすべての職員が、計画的に職場での仕事を離れて研修(off-jt)に参加できるようにしていますか		・センターに在籍する全ての職員が、少なくとも年に1回は職場外の研修に参加している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・研修の主催者、内容、時間数は問わない。
◆	Q17	センターに在籍するすべての職員に対して、センターまたは受託法人が、メンタルヘルス対策を実施していますか		・メンタルヘルス対策として、例えば、職員に対するストレスチェックの実施、メンタルヘルスに関する研修会の開催、メンタルヘルスに関する相談窓口・担当者の設置、専門家によるカウンセリング機会の提供などが行われている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q18	スーパーバイジョンまたはコンサルテーションが受けられる体制を整えていますか		・スーパーバイジョンについては、センターの上司や同僚による場合、外部のスーパーバイザーによる場合など、いずれも項目を満たしているものとして取り扱う。 ・コンサルテーションについては、センター外の専門職による場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◇	Q19	仕様書に規定している人数について配置していますか		・仕様書に規定されている人数が配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

(4) 市町村が示しています個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い、センターにおいて適切に対応する体制を整え実践する

	設問番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q20	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備していますか	市町村が示している個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い、個人情報の取り扱いに留意する体制を整備するとともに、必要に応じて苦情やカスタマー・ハラスメント等に対応できる体制を構築して、実践できているかを評価する。	・データまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q21	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っていますか		・持出や開示に備え、個人情報の取り扱いについて整理のうえ、データまたは紙面を整備し、持出・開示時に適正に対処している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q22	市町村の方針に沿って、個人情報漏えいとセンターが受けた苦情に対して、対処および市町村への報告（共有）の体制を構築していますか		・市町村の方針に沿って、個人情報漏えいと苦情の両方に対して、対処および市町村への報告の体制を整備し、それをデータまたは紙面で整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q23	センターへの苦情内容をもとに業務を改善していますか		・例えば、センターのホームページのアクセス地図がわかりにくいという苦情をもとに地図をわかりやすくする、電話がつながりにくいという苦情をもとに外出中の職員の携帯電話へ転送するといった取組を行った場合に、項目を満たすものとする。 ・センターへの苦情が全くない場合も、項目を満たしているものとする。
◇	Q23-1	【Q23で「1」の場合に回答】苦情の件数		・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◇	Q23-2	【Q23で「1」の場合に回答】苦情の対応後の改善策と実行		※前項と同じ
◆	Q24	センターに対する利用者や家族からのカスタマー・ハラスメントに適切に対応する体制をセンターとして整備していますか		・利用者や家族からのクレーム等が社会通念上不相当であり、これによってセンター業務が阻害されるようなカスタマー・ハラスメントの予防や対応体制（弁護士への相談体制等）を法人等が構築している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・カスタマー・ハラスメントに関する研修の実施やマニュアルの作成なども体制の整備に該当する。 ・市町村が整備している場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。

(5) センター職員の定着率*アウトプット指標*

	設問番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q25	センター職員の定着率を記入してください ・（評価実施年の4月末時点の職員数－前年度内に離職した職員数）÷（評価実施年の4月末時点の職員数）×100	組織運営に関する取組の結果を評価する。	・（評価実施年の4月末時点の職員数－前年度内に離職した職員数）÷（評価実施年の4月末時点の職員数）×100

3. 総合相談支援事業

(1) 地域包括支援ネットワークを構築する

	設問番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q26	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員、連絡先、特性等に関する情報をマップまたはリストで管理していますか	すべてのセンター業務の基盤であり、ニーズ発見や支援機能等を果たす地域包括支援ネットワークを構築できているかを評価する。	・介護サービス事業者、医療機関、民生委員のいずれの情報も管理している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・データまたは紙面で整備されており、逐次見直しを行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q27	気になる高齢者等に関して、関係機関、民生委員、地域住民から連絡が寄せられるネットワーク体制を構築していますか		・日頃より関係者から地域の情報が寄せられる状況にある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q28	相談経路を分析して、高齢者等への支援に必要な新たな支援機関等と連携していますか		・相談経路を分析したうえで、すでに十分に連携できている、新たな支援機関等との連携が不要と判断された場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q29	高齢者福祉分野以外の関係機関・関係者と意見交換する機会を設けるなど、分野を横断した新たなネットワークを構築していますか【市町村により選択】		・関係者と意見交換する機会を設けるなどしたうえで、すでに十分に分野を横断したネットワークを構築しており、新たなネットワークの構築が不要と判断された場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。
◇	Q29-1	【Q29で「1」の場合に回答】連携した機関名		・選択肢からチェック

(2) 市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす

	設問番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◇	Q30	相談事例の支援方法および方針をセンター内で協議し明記していますか。（1つ選択）	記録が必要な事例について、整備されている状況を確認するもの。	・取り組み内容に関する記録が、データまたは紙面で整備されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q31	相談事例の分類方法に沿って、1年間の相談件数等を市町村に報告していますか	総合相談の実績を市町村と共有し、市町村と協働しながら総合相談を実践できているかを評価する。	・市町村またはセンターが定めた分類方法のもと、相談件数を市町村に報告している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。
◆	Q32	相談事例の終結条件を、市町村と共有していますか		・相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関につなげ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。 ・相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・終結条件を定めることで、相談事例の課題に対し、支援の方針が明確化されるとともに、センター以外の適切な機関や地域等で相談者を支える体制が構築される。
◆	Q33	相談事例の解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村から後方支援を得ていますか		・市町村とセンターが対応が困難な相談事例等への対応について、日頃から連携体制を構築しており、かつ、市町村への支援要請に市町村が対応した場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村とセンターの連携体制が構築されているが、市町村への支援要請が不要であった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q34	相談内容を分析して、対応ルールの作成や研修の開催等を行い、職員の実践力の向上に活かしていますか		・相談内容の分析結果をもとに、対応ルールや必要だと考えられる知識や技術に関する研修等を開催している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・研修の主催者や内容等は問わない。

(3) 家族介護者支援に取り組む

	設問番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q35	夜間・早朝の窓口または平日以外の窓口（連絡先）を設置して住民に周知し、家族介護者等が相談しやすい環境を整えていますか	家族介護者が相談しやすい環境を整備し、早期に課題を発見し、必要な支援につなげることができているかを評価する。	・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口（連絡先）の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口（連絡先）の設置」とみなす。 ・センターの連絡先や相談窓口に関する解説を記載したリーフレット、パンフレット、ホームページ等により周知を行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q36	支援が必要な家族介護者を早期に発見するための取組を行っていますか		・ヤングケアラー、ダブルケアラー、生活困窮者など、家族に支援が必要な状態にある場合、児童、障害、生活困窮等に関わる行政の部門や地域団体等と連携し、早期発見・早期対応に取り組んでいる場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q37	家族介護者に対するアセスメントを行い、状態やニーズに応じて適切な社会資源に関する情報を提供していますか		・家族介護者に対するアセスメントを行い、その結果に基づいて、必要な情報を提供している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q38	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめていますか		・相談件数・相談内容の把握方法や取りまとめの方法については問わない。
◆	Q39	家族介護者に対する予防的な取組を行なっていますか		・家族介護者のニーズに応じた情報提供や家族介護者の集まりの開催（家族介護教室、介護者相互の交流会、サロン等）などを行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。

(4) 複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する

	設問番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q40	相談者とともに複合的な課題を整理してニーズを明確にしていますか	ニーズ把握や相談内容の整理等を行った後、記録に残すのみではなく、複合的な課題を持つ世帯の特徴を把握し、相談体制の強化や整備につなげることができているかを評価する。	・複合的な課題を持つ世帯とは、8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラー、生活困窮、家族に障害がある等の複合的な課題を抱える世帯をいう。 ・データや紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q41	ニーズに応じて適切な社会資源につなげ、必要に応じてつなげた社会資源と協働していますか		・データや紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q42	相談内容を整理して、複合的な課題を持つ世帯数・人数・内容等の実態を把握していますか		・データや紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q43	相談内容を分析して、複合的な課題を持つ世帯の相談対応の改善に活かしていますか		・相談内容の分析結果をもとに、対応ルールや必要だと考えられる知識や技術に関する研修等を開催するなど何らかの対応をしている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。

(5) 1年間の相談件数＊アウトプット指標＊

	設問番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q44	1年間の相談件数を記入してください	総合相談の対応状況の評価する。	・前年度にセンターで対応した相談件数について記載する。

(6) 支援を拒否する高齢者等へのアウトリーチのケース数＊アウトプット指標＊

	設問番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q45	支援を拒否する高齢者等へのアウトリーチのケース数（延数）を記入してください	総合相談の対応状況の評価する。	・前年度に、支援を拒否し、電話やインターフォン越しでも応答がなく、対面でも会えないなど、全く関わりがとれない高齢者等にアウトリーチをしたことのあるケース数を記載する。

4. 権利擁護事業

(1) 高齢者等の権利擁護のための普及啓発や対応を行う

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q46	市町村から共有されている成年後見制度の市町村長申立てに関する判断基準を確認していますか	高齢者による成年後見制度の適切な活用支援、消費者被害の予防・対応、高齢者虐待の予防・対応等といった権利擁護ができていないかを評価する。	・データまたは紙面で市町村から共有され、それをすべてのセンター職員が確認している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村が判断基準を共有していない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。
◇	Q47	必要に応じて後見相談担当室と連携を行っていますか		・連携して対応した記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q48	消費者被害に関する情報を、民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等へ提供していますか		・少なくとも民生委員に対し情報提供し、その取組内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q49	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、適切に対応していますか		・連携して対応した記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・消費者被害に関する相談がない場合には、速やかに対応策が検討できる体制を整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q50	高齢者虐待事例および高齢者虐待が疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有していますか		・対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q51	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論、報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討していますか		・実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備していれば、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q52	センターに在籍するすべての職員が高齢者等の権利擁護に関する研修を受講していますか		・高齢者虐待に関する研修など権利擁護に関する研修をすべての職員が受講している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◇	Q53	地域住民や関係機関への権利擁護事業に関する啓発活動を行っていますか		・権利擁護事業（成年後見制度、高齢者虐待予防、消費者被害防止 等）に関する啓発活動について行っていれば指標の内容を満たすものとして取り扱う。
◇	Q53-1	【Q53で「1」の場合に回答】啓発活動の内容について記入		※前項と同じ

(2) ＊アウトプット指標＊ 権利擁護に関する相談件数

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q54	前年度1年間の権利擁護に関する相談件数(延数)は何件ですか	権利擁護に関する総合相談の対応状況进行评估する。	・前年度にセンターで対応した相談件数のうち権利擁護に関する相談件数を記載する。

(3) ＊アウトプット指標＊ 成年後見制度の申立て支援件数

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q55	成年後見制度の申立て支援件数(実数)は何件ですか	成年後見制度の申立てへの支援状況を評価する。	・前年度の市町村長申立て支援と本人・親族による申立て支援全てのケース数を記載する。

5. 包括的・継続的マネジメント支援事業

(1) 担当圏域の居宅介護支援事業所の状況を把握し、地域のケアマネジャーの支援ニーズに基づいた対応を行う

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q56	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの主任介護支援専門員、介護支援専門員の人数等）を把握していますか	介護支援専門員への個別ケアマネジメント支援と環境整備を適切に行うことができているかを評価する。	・把握した情報を、データまたは紙面で整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村から共有されず、センターが把握していない場合は、項目を満たしていないものとして取り扱う。
◆	Q57	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類・件数を把握した上で、研修会、事例検討会、地域ケア会議等を開催していますか		・介護支援専門員の相談事例の内容分析結果をもとに、研修会、事例検討会、地域ケア会議等を開催した場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・主催は問わない。
◇	Q57-1	【Q57で「1」の場合に回答】地域の介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会の内容を記入してください。【日程・内容・講師を記入】		
◆	Q58	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けていますか		・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づくものであれば主催は問わない。 ・ただし、地域ケア会議を含まない。地域ケア会議を活用して、多様な関係者、関係機関とネットワークを構築することは重要だが、ここでは、その他の意見交換の場を設けている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q59	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催していますか		・地域住民を対象とした介護予防・自立支援に関する意識共有を目的としたものであれば、その形態や内容等は問わない。
◇	Q59-1	【Q59で「1」の場合に回答】地域の住民を対象にした講座の内容を記入してください。【日程・内容・講師を記入】		
◆	Q60	介護支援専門員を対象にした研修会や事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示していますか		・データまたは紙面で提供している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・介護支援専門員の参加しやすさの観点から、ここでは示す時期を年度当初と設定している。

(2) 市町村の方針に則り、介護予防サービス計画の検証を行う

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q61	市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する新規の介護予防サービス計画を確認していますか	指定介護予防支援事業者の指定を受けた圏域内の居宅介護支援事業所が作成する介護予防サービス計画について、センターと協議して市町村が定めた検証方法に沿って、適切に検証を行っているかを評価する。	・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・該当するサービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q62	市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する更新の介護予防サービス計画を確認していますか		・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・該当するサービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q63	市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、その検証をしていますか		・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、利用者本人の意思が十分に反映されているか、地域を基盤とした支援となっているか、利用者の状態の維持・改善に向けた支援になっているか等の視点に基づき議論が行われ、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・該当する介護予防サービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q64	市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、地域ケア会議でその検証をしていますか		・地域ケア会議で、居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、利用者本人の意思が十分に反映されているか、地域を基盤とした支援となっているか、利用者の状態の維持・改善に向けた支援になっているか等の視点に基づき議論が行われている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・地域ケア会議の主催は問わない。

(3) 【市町村により選択】＊アウトプット指標＊ 介護支援専門員からの相談受付件数

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q65	介護支援専門員からの相談受付件数は何件ですか	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の実施状況を評価する。	・前年度の介護支援専門員からの相談件数を記載する。

6. 地域ケア会議

(1) センター主催の個別ケースを検討する地域ケア会議において、多様な視点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q66	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員、会議参加者、地域の関係機関に対して周知していますか	個別ケース検討による高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援やネットワーク構築を行えるように、地域ケア会議を活用できているかを評価する。	・運営方針をデータまたは紙面で示し、センター職員、会議参加者、地域の関係機関すべてに対して周知している場合に、項目を満たしているものとする。
◆	Q67	センター主催の地域ケア会議において、多職種等と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じていますか		・地域ケア個別会議において、多様な専門職や民生委員等とともに、自立支援・重度化防止等の観点から課題の明確化、目標や優先順位の検討・決定、モニタリング方法の検討・決定等を行なった場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・センター主催の地域ケア個別会議を設置していない場合にも、市町村主催の地域ケア会議で対応できている場合は、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q68	市町村が共有した地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で適切に対応していますか		・個人情報の取扱方針に基づき対応している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村から示された方針に基づき、参加者に十分説明をした上で開催していること。
◆	Q69	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築・実行していますか		・ここでのモニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。 ・会議においてモニタリングが必要とされたすべての事例において実施している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q70	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有していますか		・議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。

(2) 地域ケア会議において、地域課題を把握し、適切に対応する

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q71	センター主催の地域ケア会議（地域ケア個別会議）において、地域課題の可能性のある課題を抽出していますか	地域ケア会議で把握した地域課題に対して、適切に対応することができているかを評価する。	・データまたは紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村に伝えているかどうかは問わない。
◆	Q72	センター主催の地域ケア会議（地域ケア推進会議）において、地域課題や自立促進要因について共有し、その後の対応を検討していますか		・データまたは紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。地域課題や自立促進要因の共有のみでは該当しないが、1回の地域ケア会議ですべての検討を行う必要はない。 ・検討結果を市町村に伝えているかどうかは問わない。
◆	Q73	センター主催の地域ケア会議（地域ケア推進会議）において把握した地域課題や対応等を、市町村に報告していますか		・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q74	地域課題の整理・分析・対応等を行なうために、市町村レベルの地域ケア会議（地域ケア推進会議）等に参加または資料提出していますか		・参加または資料提出していない場合でも、事前にセンターから市町村へ地域課題を伝えており、その内容を元に地域課題の整理・分析・対応等が行われている場合は、項目を満たしているものとして取り扱う。

(3) 【市町村により選択】＊アウトプット指標＊

センター主催の地域ケア会議を経て、市町村レベルの地域ケア会議に地域課題を報告した数

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q75	センター主催の地域ケア会議を経て、市町村レベルの地域ケア会議に地域課題を報告した件数を記入してください	地域ケア会議の活用状況を評価する。	・前年度に、センター主催の地域ケア会議を活用して把握した地域課題について、市町村レベルの地域ケア会議に報告した数を記載する。 ・地域課題としては、例えば、移動困難、買い物困難、通いの場の不足、脆弱な地域の見守り体制、多職種連携困難などが挙げられる。 ※地域課題として報告書を提出した会議の件数

7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

(1) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施する

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q76	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関して、市町村から示された基本方針を、センター職員及び介護支援専門員に周知していますか	市町村の方針に基づき、センター職員や介護支援専門員が介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施しているかを評価する。	・基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール（興味・関心チェックシート等）および多職種の視点（地域ケア会議等）の活用について全て記載され、共有されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q77	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけていますか		・ケアプラン作成において、必要に応じて保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の地域の社会資源を位置づけたことがある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。該当するケアプランの数は問わない。
◆	Q78	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用していますか		・介護予防手帳に限らず、利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示され（日々の健康チェックや運動に関する情報提供、慢性疾患に応じた自己管理の留意点など）、それを活用している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q79	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録および進捗管理を行っていますか		・委託実施していない場合は、市町村がセンターに対し、市町村が作成した指針をデータまたは紙面で示している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q80	市町村から示された介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針を遵守していますか		・委託の有無にかかわらず、指針が紙面またはデータで共有され、かつ、それを遵守している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
◇	Q80-1	【Q80で「1」の場合に回答】ケアマネジメント業務の委託先選定時に公平性・中立性を担保するために行っている具体的方法を記入してください【自由記載】		

8. 包括的支援事業（社会保障充実分）

(1) 事業間連携を推進する

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◆	Q81	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対して、相談を行っていますか	包括的支援事業（社会保障充実分）の委託の有無にかかわらず、それぞれの事業におけるセンターの役割に対して、適切に事業推進することができているかどうかを評価する。	・相談の回数は問わない。
◆	Q82	生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターおよび協議体とともに、地域における高齢者のニーズや社会資源について協議を行っていますか		・生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターおよび協議体いずれとも協議している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・生活支援コーディネーターや就労的活動支援コーディネーターがセンターに配置されており、センター職員と当該コーディネーターとが協議を行っている場合にも、項目を満たしているものとして取り扱う。
◇	Q83	生活支援サービスを担う地域の多様な事業主体及びコミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーターとの連携に努めていますか	・第2層生活支援コーディネーターとの連携状況を評価するもの。	・高齢者の社会参加の推進及び多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を一体的に図るため、第2層生活支援コーディネーターと情報を共有するなどの連携した場合に、内容を満たしているものとして取り扱う。
◆	Q84	認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターと、支援対象者に関する情報共有を図っていますか	・認知症の総合的支援に従事する関係者との連携状況を評価するもの。	・認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業、認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の支援対象者の情報（事例の経過や支援結果など）について、センターから認知症初期集中支援チーム員、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターに情報提供した事例のほか、当該チーム員、推進員またはコーディネーターが直接得た情報についても、センターに情報提供され共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターがセンターに配置されており、センター職員と当該チーム、推進員またはコーディネーターとが連携する体制が取られている場合にも、項目を満たしているものとして取り扱う。
◇	Q85	認知症の早期発見・早期支援につながるよう、関係機関との連携に努めていますか	・認知症の人やその家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりへの取組み状況を評価するもの。	・担当地域内の医療機関、介護事業所、民生委員、小売店、金融機関、郵便局等からの情報提供を依頼したり、情報提供を受けて連携した場合に、内容を満たしているものとして扱う。
◆	Q86	包括的支援事業の充実のために、医療関係者と合同の事例検討会や勉強会に参加していますか		・在宅医療・介護連携推進事業による実施が否か、また、参加回数は問わない。 ・認知症初期集中支援チームと合同で開催するものも含む。
◆	Q87	生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターや協議体と協働して地域活動を促進していますか		・地域活動の内容は、例えば、住民主体の活動をしているリーダーのつながりの構築支援、地域活動に関する男性高齢者への周知など。 ・地域活動の主体は、例えば、住民、ボランティア団体、NPO団体、民間企業など。

9. その他の業務

(1) 家族介護支援事業

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◇	Q88	認知症に関する広報・啓発活動や徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用をしていますか		取り組み内容に関する記録が、データまたは紙面で整備されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
◇	Q89	家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした、家族介護教室や介護者相互の交流会を行っていますか		※前項と同じ

(2) 食の自立支援事業アセスメント業務

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◇	Q90	配食サービス利用者の心身の状況、その他置かれた環境等の把握及び配食の必要性について調査するためのアセスメントを行っていますか		取り組み内容に関する記録が、データまたは紙面で整備されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

(3) 要介護認定等の申請代行に関する業務

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◇	Q91	要介護高齢者等からの要望に応じ、要介護認定等の申請、その他保健福祉サービスの利用申請の代行を行っていますか		取り組み内容に関する記録が、データまたは紙面で整備されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

(4) 住宅改修に関する業務

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◇	Q92	手すりの取り付けその他の住宅改修に関する相談対応、助言を行っていますか		取り組み内容に関する記録が、データまたは紙面で整備されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

(5) インフォーマルサービスに関する業務

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◇	Q93	委託者が作成するパンフレット「市川市生活おたすけ情報」のインフォーマルサービスに関して、担当区内の情報収集・確認に協力していますか		取り組み内容に関する記録が、データまたは紙面で整備されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

(6) 災害時の対応について

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◇	Q94	災害時の一時避難や避難予定場所等を把握していますか		取り組み内容に関する記録が、データまたは紙面で整備されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

(7) 安否確認に関する業務

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◇	Q95	安否確認が必要な場合は、速やかに訪問し、必要に応じて見守りを行っていますか		取り組み内容に関する記録が、データまたは紙面で整備されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

(8) 介護保険事業の運営の安定化や地域における自立した日常生活の支援

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◇	Q96	フレイル予防の普及啓発や通いの場の活動に関すること等、介護予防的視点で、自立した日常生活の支援に必要な連携及び啓発等を行っていますか		取り組み内容に関する記録が、データまたは紙面で整備されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

(9) 講座等の企画・実施

	設問 番号	設問	趣旨・考え方	留意点
◇	Q97	全ての講座等を実施する際に、目的や実施しての効果等を報告していますか		取り組み内容に関する記録が、データまたは紙面で整備されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

10. 総評

(1) 高齢者サポートセンター担当地域の特徴（自由記載）

(2) 主に力を入れて取り組んだこと（自由記載）

(3) 課題と今後取り組むこと（自由記載）

[illegible]

令和7年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価(国府台)

評価分野	設問項目数 (数値化が可能な 項目)	国府台	高サポ平均
1 地域包括ケアシステムの構築・推進	4	4	4.0
2 組織・運営体制	20	20	19.9
3 総合相談支援事業	18	18	18.0
4 権利擁護事業	8	8	7.9
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援	9	9	9.0
6 地域ケア会議	9	9	9.0
7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	5	5.0
8 包括的支援事業(社会保障充実分)	7	7	7.0
9 その他の業務	10	10	10.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- エリア一帯が台地にあり、大きな公園や江戸川沿いなど自然豊かな地区で一戸建てが多く、アパート・マンションは少ない。
- 近年は空き家が増え、数年かけて分譲住宅ができて若い世代が入居している。
- 隣接の松戸市や国分などの住民も国府台の運動の場や認知症カフェに参加している。
- バスの便がよいいため買い物は市川駅に出る住民も多いが、地元の商店は配達などの対応もある。
- 生活道路に坂道が多く道路も悪い。歩行不良になると外出困難になりやすい。
- 町会会館での出張相談会や全地域掲示板へのたより掲示などの協力体制があり、国府台町会を始め自治会と高齢者サポートセンターの連携が取れている。
- 地域ケアシステム国府台や町会会館をもっと人が集まれる場所にしていきたいと地域の関係者は考えている。
- エリア南端の県営住宅は独居高齢者が多く自治会と県が連携して住民間の見守り体制がある。令和8年度に新棟の入居がある。

2. 主に力を入れて組んだこと

- アパート住まいの独居高齢者に関する相談ケースが増えている。
地域ケア会議を活用して、居住支援や地域の見守りという地域課題を確認できた。
- 関係機関(民生委員児童委員、大家、不動産屋、医療機関など)ともケースの相談や会議等で連携が進んだ。
- 複合的な課題を抱える世帯からの相談の増加により、「基幹相談支援センターえくる」「市川市よりそい支援事業がじゅまる+」への相談につながっている。
- 介護予防・自立支援を視野に入れて「市川みんなで体操」の参加者が増えるよう積極的に周知した。
ウェルシア移動販売の周知活動に協力をした。
- 地域の通える場や運動の場を増やす取り組みに関して、コミュニティソーシャルワーカー・生活支援コーディネーターに協力した。(市川みんなで体操)
- 新たに配置された認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーターを地域の方に紹介しセンター内で地域課題抽出や社会資源に関する情報共有をしている。
- 地域の高齢者が通える場として、地域ケアシステム拠点(町会会館内)を気軽に立ち寄れる場所として紹介する協力を積極的におこなった。
- 独居高齢者が多い県営住宅の支援は自治会、民生委員児童委員と連携できている。
集会室での出張相談会企画やサロンへの顔出しをしている。

3. 課題と今後取り組むこと

- 多岐にわたる高齢者サポートセンターの業務を全職員が理解し実践できるように、所内ミーティングや研修の充実を積極的に行なう。
- 複合的な生活課題を持つケースは、関係機関の研修への参加、市やコミュニティソーシャルワーカーからのアドバイスを受けながら連携する。
- 生活支援コーディネーター・認知症地域支援推進員業務への協力と社会福祉協議会との連携、「市川みんなで体操」の周知や地域の運動の場作りへの協力は引き続き継続する。
- 介護支援専門員や地域住民が欲しい地域情報を生活支援コーディネーターにつなげて情報提供をしていく。
- 介護者への支援に出張相談会を活用する。
- アパート暮らし高齢者は自治会に未加入者が多い。高齢者サポートセンター周知と実態把握のために、アパートに国府台たよりの全戸配布を試みる。

4. 講評及び今後期待すること

アパートに暮らす独居高齢者に関する相談が増えているということで、地域ケア会議にて地域課題の把握に力を入れていることは評価されるべき点であると考えます。

一方、地域ケア会議を実施しても地域課題の抽出が難しいこともあるとのことで、地域の関係者との会議や交流等を通じて情報収集および対応方法の検討を継続いただければと思います。

令和7年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価(国分)

評価分野	設問項目数 (数値化が可能な項目)	国分	高サポ平均
1 地域包括ケアシステムの構築・推進	4	4	4.0
2 組織・運営体制	20	20	19.9
3 総合相談支援事業	18	18	18.0
4 権利擁護事業	8	8	7.9
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援	9	9	9.0
6 地域ケア会議	9	9	9.0
7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	5	5.0
8 包括的支援事業(社会保障充実分)	7	7	7.0
9 その他の業務	10	10	10.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- 高低差がある。駅、バス停、商業施設(スーパーや買物ができるところ)が少ないため買物に行く手段や支援が必要。移動に関する課題がある。
- 川に挟まれた地域は、水害の心配がある。堀之内以外は、市内平均よりも高齢化率が高い。認知症等の理由からお金があっても適切に使えなくなり支援を必要とする人がある。
- 外環、国道298号ができたことで分断・変化が生じている。新築への切り替わりにより高齢化率は横ばい。地域全体の高齢化、自治会等をはじめ地域活動の担い手の高齢化が課題。
- 令和7年度総合相談の傾向として、
 - ・住宅改修理由書相談 16件 うち登録事業者以外の施工 3件
 - ・介護保険申請代行が多い 平均月25.9件 基本チェックリスト申請 年間 6件
 - ・短期集中予防サービス事業「いちわかプログラム」利用者開始者 5名
 - ・全体的に来所数が増えている。
 - ・1回きりの申請だけで終わらない曾谷の地域住民からの相談が増えている。
 - ・運動や集いの場の紹介を継続
 - ・虐待対応件数も実数14件(令和7年度新規12件)と多かった等があげられる。

2. 主に力を入れて組んだこと

- 高齢者サポートセンター周知
 - ・出張相談:老人ホームを新しい会場として使用し開催したが、市民向けに開放している施設ではないため、今後の継続は難しい。
 - ・高齢者サロンでの依頼講座(介護保険について、認知症とフレイルについて)と高齢者サポートセンターの周知を実施。
 - ・国分地域交流会にて民生委員児童委員、介護支援専門員、高齢者サポートセンター、生活支援コーディネーター・認知症地域支援推進員、コミュニティソーシャルワーカー・社会福祉協議会での顔の見える関係づくりを行った。
 - ・地域ケア会議を短期集中予防サービス事業「いちわかプログラム」修了者の事例で開催したことで、新たな地域の情報や資源を知ることができ、生活支援コーディネーター・認知症地域支援推進員と連携し、利用者・家族の参加につながった。
 - ・年度前半に生活支援コーディネーター・認知症地域支援推進員と地域の医療機関、薬局を回り、顔の見える関係づくりに努めている。
- 業務負担軽減(転送電話から留守番電話への変更、研修報告の簡素化)。
- 総合相談等で、認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーターが作成したマップや情報を活用し、セルフケアとして運動や集いの場の紹介を心がけ、紹介することが多かった。
- 8月地域交流会では、民生委員児童委員、介護支援専門員、社会福祉協議会、生活支援コーディネーター・認知症地域支援推進員、高齢者サポートセンターの交流が行えた。
- 関係者会議を積極的に開催した。
- 虐待対応ケースが多かった。
- 行うべき事業を計画的に実施した。
- 欠員のあるなか職員の協力と工夫で決められた業務を遂行した。
- 認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーターとの情報共有、協力、連携を行った。
- 短期集中予防サービス事業「いちわかプログラム」を対象となる人に提案し、実際の利用につなげている。修了者へ地域の集まりの場へつながるよう生活支援コーディネーターと連携し支援している。
- 要支援者のプランの委託先が見つかりにくい状況は続いているが、みつかるまで根気よく探している。

3. 課題と今後取り組むこと

○課題

- ・北部エリア介護支援専門員研修会の参加率が15～20名と低いまま、参加する事業所が決まっている。
- ・介護保険申請が増えている。相談はなく、単純に介護申請を希望される場合や郵送希望の場合等に、本人や家族が方法が分かるようなツールや環境が整っていない。
- ・運営推進会議へ参加するが、事業所職員と高齢者サポートセンターのみの開催もあり、運営推進会議の目的が果たされているか疑問。
- ・高齢者サポートセンターを知らない人が多い。
- ・市とも協議し、業務の整理を行い、地域包括支援センターが相談機関として、継続可能な形で工夫していく必要がある。
- ・欠員が出ても応募がなく、欠員の状態が続く。その間残った職員で、相談機関としての業務を支障なく回さなくてはならない。欠員があってもなくても同じだけの業務量をこなしているのに委託費の返還を求められる。新任が入っても定着しにくい。業務のできる職員の定着、現在いる職員の業務負担軽減。
- ・介護予防支援・介護予防介護支援専門員マネジメントに関する業務(契約締結、基本チェックリスト・基本情報の聴き取り、委託先探し、初回アセスメント立ち合い、情報開示のやり取り、介護支援専門員マネジメントの取り扱いの問い合わせ、提出書類の点検等)の負担が大きい。
- ・新しい制度への移行、介護DXの導入などについていく余力がない。

○今後取り組むこと

- ・高齢者サポートセンターの周知の機会を継続。
- ・出張相談等の開催をきっかけに、定期的にチラシを回覧板に入れるなど、高齢者サポートセンターの周知をする。
- ・圏域内の施設等のスペースを借りて講座や出張相談等を開催し、回覧等で周知をする。
- ・ファミリーマートの出張相談を年2回に見直し、業務軽減を図る。
- ・継続可能な業務の進め方について検討を重ねる。

4. 講評及び今後期待すること

圏域内の施設を借りての相談会を実施することで、その周知の際、近隣の方にセンターの存在を知ってもらうなど、地域の状況に応じた取り組みを行っています。センターの立地の関係から、近隣の医療機関からの紹介も含めて、圏域外の方の相談も多くあるとのことですが、それに対しても、適切に対応してくださっています。今後も、現在の取り組みを継続しながら、地域との連携をより強化していくことを期待しています。

令和7年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価(曾谷)

評価分野	設問項目数 (数値化が可能な項目)	曾谷	高サポ平均
1 地域包括ケアシステムの構築・推進	4	4	4.0
2 組織・運営体制	20	20	19.9
3 総合相談支援事業	18	18	18.0
4 権利擁護事業	8	8	7.9
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援	9	9	9.0
6 地域ケア会議	9	9	9.0
7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	5	5.0
8 包括的支援事業(社会保障充実分)	7	7	7.0
9 その他の業務	10	10	10.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- 市川市内でも高齢化率が高く立地の影響も付加してか、経済的困窮や8050問題など複合的な課題を抱えている世帯が多い。また、認知症や精神疾患を抱えている高齢者も多い。
- 戸建てが多く、市内他地域と比べると地域住民同士のつながりがある。
- 地域の支援者、郵便局、曾谷小学校、介護施設など支援者同士の繋がりがあり、連携できる社会資源がある。
- 曾谷地区は川が近く崖なども多く、風水害の影響を受ける可能性が高い。坂の上にある高齢者サポートセンターの事務所の立地上、来所相談がしづらいエリアがある。

2. 主に力を入れて組んだこと

- 令和7年度は特に複合的な課題を抱えた世帯への支援が多く、関係者会議やケース検討を都度開催し、関係者同士での支援方針のすり合わせを密に行った。
- 生活支援コーディネーターの協力のもと、「まちかど相談会」をケアハウス2カ所で計3回実施し、出張相談会を再開することが出来た。
- 地域のマルシェにて出張相談会及び認知症クイズを実施し、高齢者サポートセンターの周知や子供～高齢者まで幅広く認知症に関する普及啓発活動が出来た。
- 生活支援コーディネーターと協働し、地域住民による活動団体の介護予防目的の体操教室に高齢者サポートセンター保健師が複数回講師を担い、地域の健康活動に貢献できた。
- 地域ケア個別会議では若年性認知症のケースを対象にし、高齢者サポートセンター以外にも相談機関があること、「相談先が分からない」といった声を受け相談先表を作成し周知活動ができた。

3. 課題と今後取り組むこと

- 老人ホームでの出張相談会について、『高齢者サポートセンターから遠い坂の下に住民が相談に来やすい場所』として対象を地域住民にも広めたため、施設職員の理解を求めていく。まずは入居者向けに相談会を継続して行い、そこで問題解決や情報提供を重ねていくうえで必要性を理解をしていただき、地域住民にも対象が広げられるよう生活支援コーディネーターと協働しアプローチを行う。また、新たに実施できそうな場所があれば開催を目指す。
- 認知症や精神疾患を抱えている高齢者が多い一方で、正しい知識を持ち合わせていなかったり、未受診の方も多い。高齢者サポートセンターの広報誌で年間テーマとして「認知症と精神疾患」を取り上げ、正しい理解や受診の促しを行う。
- 事務所移転から2年経つが、前事務所の印象が強い影響が移転したことを分かっていない相談者もいまだ多い。地域住民が集うような場で高齢者サポートセンターの周知活動を継続して行う。

4. 講評及び今後期待すること

市内でも高齢化率が高く、家族として複合的な課題を抱えた世帯も多いエリアであり、センターの介入が難しいケースも多いと思われます。今年度の取り組みとして、そのような家族への知識啓発を行っていくことは、とても意味のあることだと思っています。センターの周知について地域と連携しながら、今後も取り組みを継続していくことを期待しています。

令和7年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価(大柏)

評価分野	設問項目数 (数値化が可能な 項目)	大柏	高サポ平均
1 地域包括ケアシステムの構築・推進	4	4	4.0
2 組織・運営体制	20	20	19.9
3 総合相談支援事業	18	18	18.0
4 権利擁護事業	8	8	7.9
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援	9	9	9.0
6 地域ケア会議	9	9	9.0
7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	5	5.0
8 包括的支援事業(社会保障充実分)	7	7	7.0
9 その他の業務	10	10	10.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- 高齢者サポートセンターで唯一担当地域内に二か所の相談窓口を設けている。
- 市川市の高齢化率が21.4%に対し、大柏圏域は28.2%(令和8年3月31日現在)、市内で2番目に高い高齢化率である。特に公営団地のある大町地区の高齢化率は40%を越え、独居や老老介護の問題が著明である。また、南大野、奉免町も高齢化率30%を超え、柏井町も高齢化率25%を超えている。一番高齢化率が低い大野町でも23%である。
- 担当地域面積が広く、農地、宅地、集合住宅(公営住宅含)などが混在している地域であり、地形的に坂道も多い。
- 一部を除けばバス利用の移動手段がとりにくだけでなく、タクシーの配車も厳しい状況で、外出時に移動手段が課題になることが多い。
- JR武蔵野線が南北に走り、市川大野駅周辺はバスの便もあり、商店街や金融機関もあるが、柏井町、奉免町、大町等の一部では近隣にスーパー等がなく日常の買物にも不便な地域があり、一部で移動販売が行われている。
- 南大野周辺では自治会やマンション組合による活動が盛んであるが、一方で認知症の独居高齢者が地域で孤立しやすい状況もある。社会資源も少なく、大町地区は住民主体の活動も他地区に比べて少ない。
- 市川市内の急性期総合病院からは距離があるだけでなく、通院となると交通の便が悪い。
- 大柏圏域は松戸市、鎌ヶ谷市、船橋市とも隣接しているため、生活圏が市外にある住民も多い。また、特別養護老人ホーム等の入所施設は多いが、訪問介護事業所は少なく、市外の居宅介護支援事業所への依頼や介護サービス事業所と接する機会も多い。

2. 主に力を入れて組んだこと

- 高齢者サポートセンターのPRと顔の見える関係作りのため、家族介護教室等の講師を主に高齢者サポートセンター職員が担った。
- 地域関係者、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター・認知症地域支援推進員と主に大町地域の課題や社会資源開発について意見交換した。
- 課題の早期発見、解決のための市営住宅課、民生委員児童委員との連携。
(市営住宅課による、入居時や途中から独居になった世帯への高齢者サポートセンターのチラシ配布など)
- 介護支援専門員からの相談事例に関して、共に訪問し、課題の分析や課題解決に取り組んだ。
- 保健だよりの配布やサロン活動の支援によって、高齢者サポートセンターの周知とともに、介護予防的視点で、自立した日常生活の支援に必要な連携や啓発を行った。
- 職員の質の向上のため、専門分野以外を含めた外部研修や会議への参加と同行訪問によるOJTを行った。

3. 課題と今後取り組むこと

- 大町地域との顔の見える関係性づくりを継続し、地域資源の開発が実現できるよう取り組む。
- 社会資源作りや地域課題の早期解決に向け、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター・認知症地域支援推進員、地域ケアシステム相談員との連携をより深める。
- 増加する複合的課題のあるケースに対応するため、他機関を良く知り、積極的に連携し、協働しながら支援を実施する。
- 高齢者サポートセンター業務経験の少ない職員のスキルアップ、平準化に取り組み、高齢者サポートセンター全体のスキルアップに取り組む。
- 生活支援コーディネーター・認知症地域支援推進員と連携した、高齢者サポートセンターの周知活動の継続。

4. 講評及び今後期待すること

市内でも高齢化率が高い圏域であり、公営団地等のあるエリアでは、特に、支援を必要とする方の比率も高いと思われます。市中心部に比べ、病院、買い物先等の資源も乏しい傾向にある中で、様々な工夫をしながら支援を行っていることを評価しています。

顔の見える地域づくりの取り組みについて、今年度も継続することで、より発展していくことを期待しています。

令和7年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価(宮久保・下貝塚)

評価分野	設問項目数 (数値化が可能な項目)	宮久保・ 下貝塚	高サポ平均
1 地域包括ケアシステムの構築・推進	4	4	4.0
2 組織・運営体制	20	20	19.9
3 総合相談支援事業	18	18	18.0
4 権利擁護事業	8	8	7.9
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援	9	9	9.0
6 地域ケア会議	9	9	9.0
7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	5	5.0
8 包括的支援事業(社会保障充実分)	7	7	7.0
9 その他の業務	10	10	10.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- 古くからの梨農家や戸建てが多い。下貝塚は急な坂道が多い地形になっており、坂下の住民は坂が登れなくなると買い物不便となる。
- 圏域内に公民館が無い。いきいきセンター宮久保は急な坂の上にあるためサークル活動・高齢者クラブを利用できる住民は身体機能が保てている方に限る。
- 地区社会福祉協議会相談員・福祉委員・民生委員児童委員・自治会等は意欲的な方が多くネットワークも多い。宗教の繋がりによる助け合いが強い。
- 地域から相談があがりやすく個別支援や見守りにも繋げやすい。その反面、地域の支援者も高齢化しており地域の助け合いが老々支援になっている。
- 住民主体の活動への負担感が強く新たなボランティア組織を含めた地域活動が立ち上がりにくい。

2. 主に力を入れて組んだこと

- ①包括的支援事業:自治会・民生委員児童委員 その他地域住民とのネットワークを構築するだけでなく、関係を継続することに力を入れている。それにより相談に繋がりがやすく、結果として早期発見・介護予防に繋がっている。
- ②包括的支援事業:訪問診療の活用がしやすくなったことで認知症支援・権利擁護(虐待・成年後見)・重層的ケースを早期解決することができた。
- ③包括的支援事業:生活支援コーディネーター・認知症地域支援推進員が中心となり共に認知症カフェ立ち上げ後の継続支援を行った。
- ④多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築:民生委員児童委員・圏域内の居宅・圏域内の・障害者グループホーム・生活支援コーディネーター・認知症地域支援推進員の交流会を主催し情報共有と相互理解に努めた。

3. 課題と今後取り組むこと

- 課題① 介護予防プランの委託事業所に偏りがあり一部の事業所に負担がかかっている可能性がある。
- 取組① 普段から包括的・継続的支援事業で連携し介護支援専門員支援を丁寧に行うことで、居宅介護支援事業所との関係を構築し委託できる事業所を増やし委託先の選定にかかる時間を減らしたい。
- 課題② 総合相談事業の支援経過記録を手書きで行っていた。
- 取組② 支援記録を電子入力に切り替えたことでケースの進捗状況が検索しやすくなった。行政とも共有しやすくなった。支援終了後も検索しやすく、ケースが復活した場合や他の親族からの相談の際も参考にすることができる。今後も電子入力で管理することで継続的な支援に繋がっていきたい。
- 課題③ 介護予防の場に偏りがある。
- 取組③ 生活支援コーディネーター・認知症地域支援推進員と連携し介護予防の場の立ち上げ支援を継続する。

4. 講評及び今後期待すること

圏域の中に急な坂道があったり、公民館等の公共施設がないことで、地域のネットワーク構築の苦勞も多いと思われます。その中でも工夫しながら取り組みを行っていることを評価しております。地域の関係者や住民と新たなネットワークを構築する努力と同時に、これまで築いてきた関係を維持、発展することにも力を注いでいることについて、大切なことだと思いますので、今後も引き続きの対応を期待しています。

令和7年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価(市川第一)

評価分野	設問項目数 (数値化が可能な項目)	市川第一	高サポ平均
1 地域包括ケアシステムの構築・推進	4	4	4.0
2 組織・運営体制	20	20	19.9
3 総合相談支援事業	18	18	18.0
4 権利擁護事業	8	8	7.9
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援	9	9	9.0
6 地域ケア会議	9	9	9.0
7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	5	5.0
8 包括的支援事業(社会保障充実分)	7	7	7.0
9 その他の業務	10	10	10.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- 新旧マンションが多く、居室内のバリアフリー化など住環境が整っているため転居者も増加している。一方で居住年数も異なるため、マンション内での交流も少なく実態不明世帯も多く見られている。
- オートロックマンションが増加しており、セキュリティ面での安全性は高いが配食サービスの利用がしづらい、救急要請時にマンション内に入ることが難しい、総合相談事業での訪問時に中に入れないことがあるなど支援介入困難となる。
- 買い物できる店舗が多く、バスも充実しているため買い物難民になることが少ないが、昔からの店舗は少なく地域での見守り体制の構築が難しい。
- 公民館やスポーツジムなどもあるため、社会参加の割合が比較的多い。

2. 主に力を入れて組んだこと

- マンション自治会との連携
市川南3丁目のマンションからの相談が多く、いずれも地域との関わりや家族関係が希薄なケースであったため、地域ケア個別会議を別ケースで2件開催し、マンション内での見守り体制構築や、インフォーマルサービスによる見守り協定などの支援について共有・普及を行うと共に、地域課題として抽出された「マンション内での孤立」「社会参加のない高齢者の状況がわからない」といったものに対して、安否確認も可能な高齢者見守り支援事業の普及啓発を目的とした説明会をマンション自治会からの依頼にて2回実施。
- 認知症高齢者への支援
徘徊保護が頻回な高齢者が多く、保護時の対応や家族等への支援・助言を行うと共に、各関係者機関と連携し、成年後見制度申し立て支援、施設入所支援など適切に対応を行った。

3. 課題と今後取り組むこと

- マンションの実態調査
圏域内のマンション調査を行っていたが、住民の世帯状況や相談受付の内容について把握、視覚化までには至らなかった。令和8年度は生活支援コーディネーター・認知症地域支援推進員とも連携し、視覚化したものを基に、マンションや周辺地域の自治会に向けて重点的に周知する情報や講座内容の検討に繋げていく。
- 市川南3.4丁目の認知症高齢者増加
頻回な徘徊保護に繋がる認知症高齢者が増加しているが、家族の理解力や協力が得られずらいことで適切な支援に繋がるまでに時間がかかってしまうことが多かった。今後、地域全体にも認知症理解の促進と、見守り体制構築のため講座等を通じて働きかけていく。

4. 講評及び今後期待すること

地域の特性として、大型マンションが多い実態があり、支援が必要な高齢者の把握のため、マンションの実態調査を行っていること、また認知症高齢者の見守り体制の構築は地域課題の解決につながる重要な取り組みであると考えます。引き続き、関係機関や地域住民との連携を強化しながら地域課題の可視化と支援体制づくりが進められることを期待します。

令和7年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価(市川第二)

評価分野	設問項目数 (数値化が可能な 項目)	市川第二	高サポ平均
1 地域包括ケアシステムの構築・推進	4	4	4.0
2 組織・運営体制	20	20	19.9
3 総合相談支援事業	18	18	18.0
4 権利擁護事業	8	8	7.9
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援	9	9	9.0
6 地域ケア会議	9	9	9.0
7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	5	5.0
8 包括的支援事業(社会保障充実分)	7	7	7.0
9 その他の業務	10	10	10.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- ①担当地域は広範囲で、それぞれの地区によって地域性の違いが大きくある。
買い物や通院、地域の集いの場への外出の利便性、介護保険サービス利用のしやすさなどについての差が大きい。また、地域課題の受け止め方や地域でのつながりについても地域差が大きい。
- ②江戸川から至近距離にあり、減災マップにおいても地震被害、水害などのリスクが高い。
- ③地域や相談機関との繋がりのない孤立した世帯や高齢者が、重度化(ゴミ屋敷を含む)・複雑化してからの相談に挙がるケースが多い。また、本人の課題だけでなく引きこもりや生活困窮の同居の子供、認知症等を抱え込む介護者、虐待ケースなど重層化した課題を抱える世帯が多い。

2. 主に力を入れて組んだこと

- 高齢者サポートセンターで関わったケースや業務報告(総合相談事業での対応、地域ケア会議の内容、消費者被害、認知症高齢者の地区状況など)民生委員児童委員協議会や地域ケアシステム推進連絡会議などの機会に積極的な発信を続けてきた。地域で起こっている事の理解促進、高齢者サポートセンターの役割周知などとして取り組んだ。
- 大和田地区、平田地区それぞれ2回(計4回)出張相談会を実施することで地域のニーズを把握し、地域の方とも関係性を深めることができた。
- 認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーターとの連携で新たな地域資源の把握や新規サロン開設の後方支援など行った。必要な相談者へは適宜インフォーマルサービス情報を行った。
- 個別相談から地域課題の検討に、依頼講座から個別相談になどと繋がりある対応ができた。
新たな地域のネットワーク構築もできた。

3. 課題と今後取り組むこと

【課題】

- ①介護支援専門員不足により要支援認定者(介護保険サービス利用希望者)の待機が増加している。
- ②民生委員児童委員からの相談は前年度から増えているが、一斉改選もあり改めての高齢者サポートセンターの役割周知や連携の強化が必要である。
- ③高齢者本人の課題に加え、家族問題、経済困窮、認知症、権利擁護などが複合的に絡むケースが増加している。関係機関との連携を一層強化するとともに、高齢者サポートセンター職員の専門性向上やチーム対応力の強化が求められる。

【今後取り組むこと】

- ①居宅介護支援事業所への定期的な受入状況確認や個別調整を行い、円滑な引継ぎ体制の構築を図る。
あわせて、待機者に対しての定期的なフォローや地域資源の活用検討を進めることで、待機期間の短縮に努める。
- ②民生委員児童委員に対し、改選後の体制を踏まえ高齢者サポートセンターの役割や相談機能の周知を継続的に図るとともに、情報交換や事例共有の機会を設ける。顔の見える関係づくりを通じて、早期相談・早期対応につながる連携体制の強化を図る。
- ③困難ケースに対し、高齢者サポートセンター内での十分なアセスメントと方針整理を行い、必要に応じて関係機関との連携を図る。あわせて、研修や事例検討を通じて専門性およびチーム対応力の向上に努める。

4. 講評及び今後期待すること

当該年度は民生委員からの相談が増えたと伺いました。出張相談会の開催等にご尽力いただいている一方、担当圏域の面積が広いため、地域課題の把握が難しい現状もあるかと思いますが、民生委員児童委員協議会等での周知・連携を継続いただき、支援が必要な高齢者の発見、地域課題の把握に努めていただければと思います。

令和7年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価(真間)

評価分野	設問項目数 (数値化が可能な項目)	真間	高サポ平均
1 地域包括ケアシステムの構築・推進	4	4	4.0
2 組織・運営体制	20	20	19.9
3 総合相談支援事業	18	18	18.0
4 権利擁護事業	8	8	7.9
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援	9	9	9.0
6 地域ケア会議	9	9	9.0
7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	5	5.0
8 包括的支援事業(社会保障充実分)	7	7	7.0
9 その他の業務	10	10	10.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- 高齢化率が市の21.5%に対して26.8%とやや高い(令和7年3月末)。
- JR市川駅から真間山までの参道と真間川沿いの文学の道に挟まれた閑静な住宅街。
- 公民館・町会館がなく気軽に集える場所が限られる。
- 自宅での生活が大変になると施設入所を選ぶ人が多い。
- 子供のころから住み続けていて、近隣と顔なじみの方も多いが、支援が必要になったときに特定の住民に負担がかかってしまう事がある。

2. 主に力を入れて組んだこと

- 圏域内に公民館・町会館がないことから近隣公民館を活用して家族介護教室を実施した。圏域内の参加人数が昨年に比べて減る事もなく、他の圏域の参加者も増える事でより多くの市民を対象にすることが出来た。
- 生活支援コーディネーター・認知症地域支援推進員と連携して新たに始まった移動販売や商店に顔を出し、社会資源の把握、高齢者サポートセンターの広報活動を実施した。
- 広報誌配布を町内会回覧に加えて、高齢者が集まりやすい薬局へ配布し、相談しやすい関係づくりに取り組んだ。直接相談は入らなかったものの、顔の見える関係づくりの第一歩になった。
- 認知症カフェでの依頼講座を年3回実施。参加者からのニーズに合わせてテーマを設定した。

3. 課題と今後取り組むこと

<課題>

- 地域包括支援センターの認知度が十分ではない。
- 独居高齢者は身寄りが少なく遠方の親族であることが多いため、十分な協力体制が得にくい。一方子供のころから住み続けていて、近隣と顔なじみの方も多い。支援が必要になったときに特定の住民に負担がかかってしまう。
- 民生委員児童委員の改選により新たな関係づくりが必要。
- 所内で活用している社会資源マップの更新がされておらず、情報が異なっていたり、把握しきれていない状況がある。

<取り組むこと>

- 広報誌を薬局、町内会、よってこ、民生委員児童委員に加え、サロン、移動販売、講座、相談対応でも配布する。民生委員児童委員協議会や地域ケアシステム相談員会議で匿名性を保ちながら相談事例を発信することで、高齢者サポートセンターの業務内容を知ってもらい、より深く高齢者サポートセンターの周知を図る。
- 民生委員児童委員との顔の見える関係作りを目的とした交流会を開催する(民生委員児童委員協議会単位の高齢者サポートセンター国府台と合同)。
- 地域包括ケアシステムの構築を推進するために、新たな社会資源の把握と所内で活用出来るマップを作成し活用する。

4. 講評及び今後期待すること

地域包括支援センターの認知度の向上、地域との関係構築、社会資源の把握はいずれも地域包括ケアシステムの推進に欠かせない取り組みです。昨年度から職員が変更となり大変な状況かと思いますが、今後も関係機関や地域住民との連携を深めながら、地域課題の早期発見と適切な支援につながる体制作りを進められることを期待します。

令和7年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価(菅野・須和田)

評価分野	設問項目数 (数値化が可能な 項目)	菅野・ 須和田	高サポ平均
1 地域包括ケアシステムの構築・推進	4	4	4.0
2 組織・運営体制	20	20	19.9
3 総合相談支援事業	18	18	18.0
4 権利擁護事業	8	8	7.9
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援	9	9	9.0
6 地域ケア会議	9	9	9.0
7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	5	5.0
8 包括的支援事業(社会保障充実分)	7	7	7.0
9 その他の業務	10	10	10.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- 家族構成や経済的な背景の違いなど、様々な世帯が混在している。
- 地域コミュニティと繋がりが深く、情報を素早くキャッチできる方がいる一方、独居・認知症・呼び寄せなど地域コミュニティから孤立している高齢者が増えており、制度や支援体制についての情報を持たず、状態が悪化してから発覚するケースも多い。
- 自分や家族の困りごと(介護/認知症/経済困難など)を近隣に知られたくない方も多くおり、複雑化しやすい。
- 自治会を中心に、積極的な地域活動を展開しているが、地域コミュニティを支える側の高齢化が進んでいる。
- 総合相談事案件数が年々上昇している。
(延べ数令和5年度3,598件、令和6年度4,566件、令和7年度6,299件)
- 本年度新規相談ケース地域別内訳(菅野79件・須和田71件・東菅野105件・圏域外18件・不明4件)
- 担当地域内、真間川や大柏川があり、須和田地域は高低差がある。地震や水害等の影響を受ける可能性が高い。

2. 主に力を入れて組んだこと

- ①高齢者サポートセンターや介護予防などの啓発(広報誌のリニューアル、生活支援コーディネーター作成のお便り、依頼講座開催、須和田ネットの巡回同行、すがのマルシェや菅野・須和田・東菅野オリンピックなどの地域活動への参加)
- ②総合相談事業の新規ケースの分析(地域・受付方法・相談者・主訴など)
- ③生活支援コーディネーターと共に地域活動の場や集いの拠点の情報収集(東菅野地区へのアプローチ)、マッピングによる可視化
- ④教育機関との関係づくり、地域との繋ぎ(菅野小学校・AIAI保育園、よみっこカフェ)
- ⑤関係機関(社会福祉協議会、市川市よりそい支援事業がじゅまる+、市川市生活サポートセンターそら、民生委員児童委員・自治会、菅野商店会、隣接高齢者サポートセンターなど)と密に連携し、地域の困りごとや困難ケースの対応(令和7年度関係者会議28回)
- ⑥地域住民の興味関心の調査(テーマやターゲットを絞った家族介護教室や介護者相互の交流会の開催)
- ⑦認知症地域支援推進員と協働し、継続的な認知症の本人・家族・関係者の支援
- ⑧成年後見制度利用に向けた支援(親族申し立て/市長申し立て)それに関係する機関との連携
- ⑨介護予防サービス利用希望の要支援者への支援(生活支援コーディネーターと共に地域活動も含めた介護予防の案内・マッチング支援/待機期間を可能な限り縮小するため、委託先居宅介護支援事業所との良好な関係づくり・新規委託先の開拓など)
- ⑩総合相談事業ケースの増加や要支援者の委託先確保の困難化に伴う高齢者サポートセンター職員の負担増加。これらによる職員の燃え尽き防止対策や個々の能力向上・業務負担軽減への取り組み(複数名対応の徹底、分担の可視化、新しい記録方法の検討など業務の属人化の解消、平準化、意識変革)

3. 課題と今後取り組むこと

課題① 孤立している高齢者や家族の発見が遅れ、問題が深刻化するケースがある。

取組① 生活支援コーディネーターと協働し、地域イベントにて多方面・多世代へ高齢者サポートセンターの周知を行う。担当地域の集い(特に高齢者サポートセンターから距離のある、令和7年新規相談件数の多かった東菅野地区にフォーカス)に積極的に参加、地域の医療機関・自治会・民生委員児童委員などとの関わりを密にし、本人や家族から発信がない方も早期に発見できるよう、地域ネットワークをさらに強化する。

課題② 家族介護者と地域の結びつきが弱く、問題が複雑化するケースが増加している。

取組② 認知症地域支援推進員と協働し、介護者の負担感の調査・分析をし、テーマや対象者を絞るなど、効果的かつ継続性のある家族介護教室や介護者相互の交流会を企画・開催。居宅介護支援事業所の介護支援専門員との関係づくり・連携を深め、悩みや不安を抱える介護者の発見・支援に取り組む。

課題③ 地域活動の担い手が高齢化している。

取組③ 生活支援コーディネーターと共に多世代との交流の機会の確保を続け、地域の活性化に繋げる。地域ケアシステム相談員や自治会長、民生委員児童委員などとの意見交換を通じ、地域活動の現状や課題を把握、高齢者サポートセンターとしてできることを検討する。

4. 講評及び今後期待すること

多世代交流を図るイベントの企画・開催や事業所間の交流会への参加など、ネットワークの形成に取り組まれていること、評価いたします。また、相談件数が最も多い東菅野地区は、高齢者サポートセンターから最も遠い地区であり、支援が必要な方が潜在的にいる可能性もあるということで、今後も東菅野地区をはじめとした情報収集や地域との連携をお願いいたします。

令和7年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価(八幡)

評価分野	設問項目数 (数値化が可能な項目)	八幡	高サポ平均
1 地域包括ケアシステムの構築・推進	4	4	4.0
2 組織・運営体制	20	20	19.9
3 総合相談支援事業	18	18	18.0
4 権利擁護事業	8	8	7.9
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援	9	9	9.0
6 地域ケア会議	9	9	9.0
7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	5	5.0
8 包括的支援事業(社会保障充実分)	7	7	7.0
9 その他の業務	10	10	10.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- JRや私鉄、都営線の駅に近く、スーパーマーケットや銀行・スポーツクラブ・カラオケ店・パチンコ店が複数あり、市役所もある。都内へのアクセスが良いエリアで老若男女、高層マンション・戸建・賃貸アパートに住む高所得者～生活困窮者の混在エリアであるが比較的裕福な方が多い。
- マンション住まいの方は転入者が多く、近所付き合いが希薄である事が多い。公衆浴場は1か所ある。オートロックマンションの方も多くの安否確認に課題がある。
- 八幡は元々の地主や古くから居住している方が多く、1件1件の家が大きく富裕層が多い。
- 南八幡はマンション多い地域でもあるので居住されて間もない方も多いが貧富の差が大きい。

2. 主に力を入れて組んだこと

- 認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーターとの連携
- 権利擁護(後見人への繋ぎ、市川市後見支援センターサポート)
- 地域との交流「夏祭り・老人会(依頼講座)・八幡公園清掃・古八幡婦人会・市川市社会福祉協議会イベントへの参加協力」への参加連携
- 病院受け入れ拒否の場合の調整
- 業務効率改善の為にパソコンスキル向上
- 介護サービス利用希望の要支援認定者の介護支援専門員待機時間の削減

3. 課題と今後取り組むこと

- 要支援者は要介護認定者に比べ単位が低く、介護支援専門員の受け手が少ない。市や居宅介護支援事業所に問題解決に向けた働きかけを実施。
- 他機関とのさらなる連携。
- 関係機関だけでなく、スポーツクラブや商店街、薬局等とも関係性を構築し、支援が必要な方を早期発見。
- 病院受け入れ困難な場合の調整。
- サービス受け入れ困難者に対する繋ぎ先の確保(地域課題に合わせた社会資源を生活支援コーディネーターと共に探っていく)。
- 病気や認知症の単身高齢者の身元保証や支払い問題への対応。

4. 講評及び今後期待すること

市役所が近いという地域特性上、相談件数も多い中、業務効率改善として記録の残し方などセンター内で工夫して対応されている点は評価されるべきと思います。今後は「支援のつなぎ」に重きを置いていくとのことで、医療関係者と合同の事例検討会や郵便局等への見守り周知等を通じた関係機関との更なる連携強化を期待しております。

令和7年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価(市川東部)

評価分野	設問項目数 (数値化が可能な 項目)	市川東部	高サポ平均
1 地域包括ケアシステムの構築・推進	4	4	4.0
2 組織・運営体制	20	20	19.9
3 総合相談支援事業	18	18	18.0
4 権利擁護事業	8	8	7.9
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援	9	9	9.0
6 地域ケア会議	9	9	9.0
7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	5	5.0
8 包括的支援事業(社会保障充実分)	7	7	7.0
9 その他の業務	10	10	10.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- 担当エリアは広範囲に及び、鬼高地区は集合住宅が多く、住民同士のつながりが希薄になりやすいため、支援ニーズの高い高齢者の実態把握が難しい。また、若宮北方町地区は高低差が大きく、移動手段や買い物場所に配慮が必要な地域である。
- 単身高齢者の増加に伴い、身寄りのない高齢者への支援が重要な課題となっている。生活支援や意思決定、権利擁護等の課題が複合化して多岐にわたる。
- 地域活動は一定程度行われているが、活動場所に偏りがあり、担い手の高齢化が課題となっている。社会資源はあっても、相談先や活用方法が周知されていない。

2. 主に力を入れて組んだこと

- 高齢者だけではなく、複合的な課題を持つ世帯に対しては、多機関と協議を重ね、対応方法を検討し支援した。
- 公的サービスのみでは対応が困難な課題に対しては、ニーズを拾い上げ、生活支援コーディネーターと協議し社会資源に繋げた。
- 介護支援専門員に対し、エリアでの交流会や研修会を実施した。市川市介護支援専門員協議会にアドバイザーとして地域ケア会議の出席を依頼するなど、介護支援専門員ジャー間の情報共有及び相互連携を図り、ネットワークを強化することで介護支援専門員待機者を減らすように努めた。

3. 課題と今後取り組むこと

- 鬼高地区において、チラシ配架場所の拡大および自治会と連携し、高齢者サポートセンター周知を強化していく。
- 生活支援コーディネーターと連携しながら地域課題の把握に努めるとともに、新たな活用可能な社会資源を見出していく。把握した課題に対して適切に対応し、地域における支援ネットワークの構築・強化に取り組む。
- 複合的な課題を抱える世帯など困難ケースに対しては、多機関と協働し、情報共有や意見交換をしながら支援にあたる。

4. 講評及び今後期待すること

地域住民が多く利用する商業施設等でのチラシ配布を行い、高齢者サポートセンター周知にご尽力いただいています。近隣住民同士の顔の見えない関係性が課題であり、今後集合住宅をはじめとした実態把握に力を入れていく予定とのことで、自治会等との更なる連携強化を期待しております。

令和7年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価(信篤・二俣)

評価分野	設問項目数 (数値化が可能な項目)	信篤・二俣	高サポ平均
1 地域包括ケアシステムの構築・推進	4	4	4.0
2 組織・運営体制	20	20	19.9
3 総合相談支援事業	18	18	18.0
4 権利擁護事業	8	8	7.9
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援	9	9	9.0
6 地域ケア会議	9	9	9.0
7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	5	5.0
8 包括的支援事業(社会保障充実分)	7	7	7.0
9 その他の業務	10	10	10.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- 高齢化率が18.9パーセントと市内でも比較的低く、高齢者世帯数も少ない。
- 地形は、北側は氾濫平野、南側は埋立地・盛土地で構成されており、平坦な低地となっている。地区の東側は真間川、南側は東京湾、西側は江戸川に面しており、地域で水害が起これば、交通機能が不全となる場所、道路等がある。
また外環道路ができたことで、同じ地域でも分断されてしまっている地域がある。もともと病院受診や買い物にも不便な地域があったが、地域の商業施設がなくなったり、令和7年3月で京成バスの妙典線、二俣線が廃止になったことにより、買い物難民や外出困難な方がいる。
路線バスに代わる移動手段として、令和7年11月からデマンド型乗合タクシーの運行が始まったが、そもそも乗降スポットまで行けない高齢者も多い。
- 高齢者サポートセンターが住宅地や駅から離れた場所にあるため、来所相談よりもアウトリーチによる相談が多い。さらに、古くから居住している方の多い地域は地縁(コミュニティ)があるが、工場地帯にマンションが新しく建設されている地域では、住民間のコミュニティが希薄である。

2. 主に力を入れて組んだこと

- 認知症カフェ自主組織支援の継続
認知症カフェ団体の立ち上げ支援から、持続性・発展性に重点を置いた活動支援を継続して行っている。令和6年度は年度当初に、高齢者クラブの活動団体登録申請を行い、活動助成をえられるようになった。また令和7年度も高齢者サポートセンター相談員が打ち合わせから、カフェの開催、反省会等にも参加した。
- マンション出張相談会と全戸ポスティングの実施
高齢化の進んだマンションの様々な課題に対応するため、マンション理事会等に主旨説明を行い、令和3年度から継続して出張相談会を実施。高齢者サポートセンター及び認知症予防や対策の周知・啓発を目的とした全戸対象のポスティングも実施し、ニーズ把握に努めた。
- 高齢者サポートセンターお便り
消費者被害防止、権利擁護、社会資源、健康に関すること等をお便りにして、毎月発行している。地域資源マップも更新し、その内容を関係機関や地域に向けて発信できた。
民生委員児童委員、児童委員からも好評である。
- 地域活動への参加
令和5年度から始まったこども食堂(みつば食堂)やみつば祭り、地域の防災訓練や公民館での文化祭などの自治会活動等に積極的に参加し、高齢者サポートセンターの周知啓発活動を行った。
- 民生委員児童委員 児童委員勉強会・交流会
“顔の見える関係作り”の一環で、民生委員児童委員 児童委員協議会にて、児童委員がない8月に民生委員児童委員 児童委員と高齢者サポートセンター合同での勉強会・交流会を実施した。
今回は高齢者の耳の聞こえをテーマに講師の方をお迎えして勉強会を行った。
- 医療・介護連携学習会・交流会
医療・介護従事者との円滑な連携とスキルアップを目的として、勉強会・交流会を実施した。
訪問診療MSW・看護師、居宅介護支援専門員、施設介護支援専門員、訪問看護事業所等が参加し、「ターミナル・看取りの支援について」それぞれの立場から困難さを感じていることや、課題等について意見交換を行った。

3. 課題と今後取り組むこと

- 認知症地域支援推進員と連携し、認知症予防と地域の人に認知症についての知識を深めていく。
- 担当地域の住民組織や関係機関との連携力が課題。今後も積極的に会議や地域活動に参加し、地域住民との繋がりを構築し、高齢者サポートセンターの周知啓発に努めていく。
- 職員の高齢者サポートセンターでの業務歴が全員短いことが課題。その為、積極的に研修等に参加や地域包括支援課に相談し対応等の向上を目指していく。

4. 講評及び今後期待すること

認知症カフェや地域活動への参加等、地域住民との連携を深めるための取り組みを精力的に行っていることは評価されます。職員の人材育成のため、個々の職員のスキル向上に加えて、研修等で得た知識を所内で共有し、支援力向上につなげていただくことを期待します。

令和7年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価(行徳)

評価分野	設問項目数 (数値化が可能な項目)	行徳	高サポ平均
1 地域包括ケアシステムの構築・推進	4	4	4.0
2 組織・運営体制	20	19	19.9
3 総合相談支援事業	18	18	18.0
4 権利擁護事業	8	7	7.9
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援	9	9	9.0
6 地域ケア会議	9	9	9.0
7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	5	5.0
8 包括的支援事業(社会保障充実分)	7	7	7.0
9 その他の業務	10	10	10.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- 新旧江戸川にはさまれ、東京に隣接し主要な電車・国道があり、通勤や主要都市部への物流のため交通量が多い。古いアパートや一軒家の跡地に新規に住宅が建築され、新しい住民が増加している。
- 東西線を境に北部と南部の人口に差がみられ、民生委員児童委員も北部19人、南部は26人となる。北部は旧家が多いが、一軒家が減り低階層のマンションと建て替えられた新居が目立つ。南部は100～200戸以上ある大型マンションが5か所、他中小の古いマンションが目立つ。生活保護受給者が南部は400世帯以上あり、北部は140世帯ほどである。妙典駅は大きな商業施設と大型マンションがあり、東京への通勤の便利さと東西線最後の開設駅で土地開発の歴史は浅く比較的裕福な住民が多い。
- 地域全体の人口は増え高齢化率も市川市の21%よりも低く15%台である。若いファミリー層や単身者が増加する一方、南部地域のマンション内では30～40年前から居住していても近隣との関係は希薄であることが散見され、自治会の世代交代や敬老会の存続問題がある。
- 介護・家族に関して価値観の多様さが複雑に関係し、支援は頼みたいが家には入れたくない、など過去にない問題が生じている。親の介護についてAIに相談してセンターへ来所する方も増えた。多様な面からの支援を行うため新しい知識が必要である。

2. 主に力を入れて組んだこと

- 職員の入れ替わりはあるが、3年目となる職員が、それぞれが自立し支援目標を共有し協力し行動し成果も上がる結果、職員が定着してきている。
令和7年度内に2名の職員が入り、欠員であった主任介護支援専門員が配置され、3職種を揃った。
- 介護予防ケアプランを待たせない支援としてプランナーを配置して事務所運営に取り組んだ。
職員定着に力を入れた一方、欠員が続く期間もあったため、引き続き事務所の継続運営に注力したい。
- ケアプラン待機者が出ないよう、全体の4分の1以上の対象者をセンターが直接担当した。
- 総合相談件数は令和6年度より大幅に増加した。内容も多岐にわたり、家族間問題が多く見受けられた。支援のあり方についてセンター職員全員で検討した結果を圏域会議や医療相談等に事例として上げ、後日振り返ることで話し合うよい経験になった。事例を通して事務所内のスキルを上げる要因とし、日々考える力を身につけていきたい。

3. 課題と今後取り組むこと

- 最近の傾向として、家族が親の介護に向き合うも、支援がうまくいかないといった状況を見受けることが多く、家族関係が希薄な可能性がある。
世代毎の考え方の違いなど多様に複雑化する家庭が多く、それ故に支援の在り方も地域の社会資源や介護サービス、様々な支援者などと時間をかけて支援をすることも多い。
- 医療的ケアが必要な方は最近在宅医療が充実してきたと感じている中、質の高い医療を望む方もいる傾向も見られた。
地域住民の入れ替わりも感じ、医療・介護サービスや支援など具体的に調べて望む方、AIで情報を取得する方、介護と無縁な方など、要望が多様化している。今後、新しい支援のあり方も必要であると考え、柔軟な姿勢で支援する努力をしていきたい。

4. 講評及び今後期待すること

地域の特性を踏まえながら、地域住民の方への支援をしてくださっています。高齢者支援で介入しても、世代を超えた家族間の問題が出てくる市民もあると思いますので、経験年数の浅い職員の方も支援の経験を積み、職員の方が定着していけるよう引き続きお願いいたします。

令和7年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価(南行徳第一)

評価分野	設問項目数 (数値化が可能な 項目)	南行徳 第一	高サポ平均
1 地域包括ケアシステムの構築・推進	4	4	4.0
2 組織・運営体制	20	20	19.9
3 総合相談支援事業	18	18	18.0
4 権利擁護事業	8	8	7.9
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援	9	9	9.0
6 地域ケア会議	9	9	9.0
7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	5	5.0
8 包括的支援事業(社会保障充実分)	7	7	7.0
9 その他の業務	10	10	10.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- 東西線沿線の商業地域と古くからの住宅地、開発により高層住宅が立ち並ぶ新興地域から成り、古くからの住民と新しく移り住んできた住民が混在した地域。
- 市の平均から見ても高齢化率は総じて低い。
- 近年、新興の地域でも高層住宅建設初期からの住民の高齢化が始まりつつある。
- 地域活動の担い手の高齢化、担い手不在の影響から同じ人々が支え続けている状況。
- 相談傾向としては、圏域在住の子世代が、遠方の親世代を圏域内や近隣エリアの施設等に呼び寄せたいという相談が増加傾向。

2. 主に力を入れて組んだこと

委託業務完遂を重点に置き、力を入れて取り組んだ。

3. 課題と今後取り組むこと

- コロナ禍以降、地域との間に生まれた距離感を埋められずにいる。同時期に地域との交流も深かったベテラン職員達の退職～新体制への移行も重なった。
- 業務負担も増す中で、地域とのかかわりを今後どう進めて行くかが課題。
- 地域の性質から闇雲に地域に出る事も難しい中で、コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターとも相談しながら地域とのかかわりを少しずつ増やしたいと考えている。

4. 講評及び今後期待すること

介護分野での離職率の高さを現場で感じつつ、職員が定着するように活動されたことを評価いたします。定着されてきた職員の方々が、更なるスキルアップを図られることが今後の市民への支援にも繋がることと思いますので、期待しております。

令和7年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価(南行徳第二)

評価分野	設問項目数 (数値化が可能な 項目)	南行徳 第二	高サポ平均
1 地域包括ケアシステムの構築・推進	4	4	4.0
2 組織・運営体制	20	19	19.9
3 総合相談支援事業	18	18	18.0
4 権利擁護事業	8	8	7.9
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援	9	9	9.0
6 地域ケア会議	9	9	9.0
7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	5	5.0
8 包括的支援事業(社会保障充実分)	7	7	7.0
9 その他の業務	10	10	10.0

1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- 埋め立て地のため平らで道路は比較的広く、行き止まりは少なく基盤の目のようでわかりやすい。しかし、地盤が悪いため健常者には気にならない程度の凹凸が多く、高齢者は歩行時にひっかかり、転倒リスクが高い。シルバーカーや歩行器を利用しても怖いとの声がよく聞かれ、実際に転倒しているケースも確認できている。
- 交通機関としては東西線と京葉線があり都心へのアクセスは大変良い。高齢者でも電車を利用して百貨店などで買い物を楽しむ人もいる。バス路線も一定程度あるため利用できる高齢者もいるが、シルバーカーや歩行器を利用していると一人では乗降ができない。タクシー利用となるが、タクシーが運転手不足で必要な時につかまらない状態。バス停からも遠い交通機関へのアクセスが悪いところや、買い物に不便なところが一部存在している。
- 塩浜は全域が築40年～50年程度のマンションや団地で、他地区にも同様のマンションが点在しており、同じような年齢層が住むため一気に高齢化している。(塩浜は市川市で2番目の高齢化率)
- プライバシーを大事にする造りとしてマンションも一部の階しか停止しないものがあり、ADLが低下すると住み続けられない物件がある。近所付き合いなどを敬遠する人や権利意識が高い人も多い。一部地域では地域ケアシステムによるサロン活動やおたがいさま事業が行われ、一定の成果を上げている。担い手の高齢化が最近課題となってきた。

2. 主に力を入れて組んだこと

- 今年度は高齢者の把握を目標に掲げて活動を行ってきた。高齢者サポートセンター案内の掲示を新しいマンションに働きかけ、新しいところは2箇所増加、福栄地区では町内会の掲示版に掲示することができた。従来からの掲示も継続できている。2次元コードもつけ工夫して周知を行っている。
- 民生委員児童委員との連携については、改選もあったため集うことは叶わなかったが、日頃の活動から今年も様々な相談を通じて連携を図ることができた。
- 今年度は男性介護者の集いを休日に事務所で開催したところ、就労している方も参加され、介護サービス利用につながった。さらに認知症地域支援推進員が開催している認知症カフェの利用やボランティアの活動につながるなど、実施した結果が広がっている。つながりを作ることが地域の高齢者や課題の把握に役立った。高齢者サポートセンターに生活支援コーディネーター・認知症地域支援推進員がいることの意義は大きい。後半は把握した高齢者の中で判断力が低下して生活の継続が危ぶまれるようなケースの支援が多かった。医療機関、居宅介護支援事業所、サービス事業所、地域住民、専門機関など多くの人々と連携し、継続しているケースも少しずつ着実に解決に向けて進めることができた。

3. 課題と今後取り組むこと

- 地域の高齢者の把握は継続して行っていく。
- これまで通り総合相談等を通じて行い、独居や高齢者世帯、いざという時に安否確認をした方がいい世帯を確認していく。
- 在宅介護支援センターから通算して20年以上行徳を見てきたが、高齢者は着実に増えている。以前前期高齢者だった人たちは全員後期高齢者になった。少し弱って近くに手助けしてくれる人がいないと、買い物ひとつでもすぐに困ってしまう。
自費ヘルパーは料金が高く、介護保険では軽度者は認定までこぎつけても受けられる支援は限られる。常勤の若い同居家族がいれば家事支援はのぞめない。
- お互いさま事業ができて支援員がいない地区がある。そこで少しでも地域の中でつながりを作ってもらい、協力し合ったりできる地域になればよい。
- 令和8年度は”つながり”をテーマに活動をしていきたい。地域の介護支援専門員同士のつながり、地域の住民同士のつながり、介護者同士のつながり等、つながりを作れるような活動を行って行けるよう、具体的に事業計画を作っていく。

4. 講評及び今後期待すること

多忙な業務のなか、地域特性に対する対策を考えて活動できていることを高く評価したいと思います。今年度の重点目標で掲げられた高齢者への孤立対策について、活動も大事ですが、活動後の振り返りで他の高齢者サポートセンターと活動内容を共有いただきたいと思います。

地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)の地区割見直しについて(案)

○背景

高齢者サポートセンターの日常生活圏域:15ヶ所
⇒地域ケアシステム、自治会を参考に平成28年に設定

○西部圏域の課題

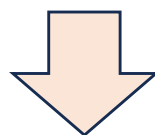
①高齢者人口の偏りが大きい

⇒高齢者人口/職員数に開きがある

高齢者人口 /職員数	国府台	市川第一	市川第二	真間	菅野・須和田
	632.8	1289.3	1676.6	605.2	1634.3

②市川第一の事務所が、市川第二の圏域内にある

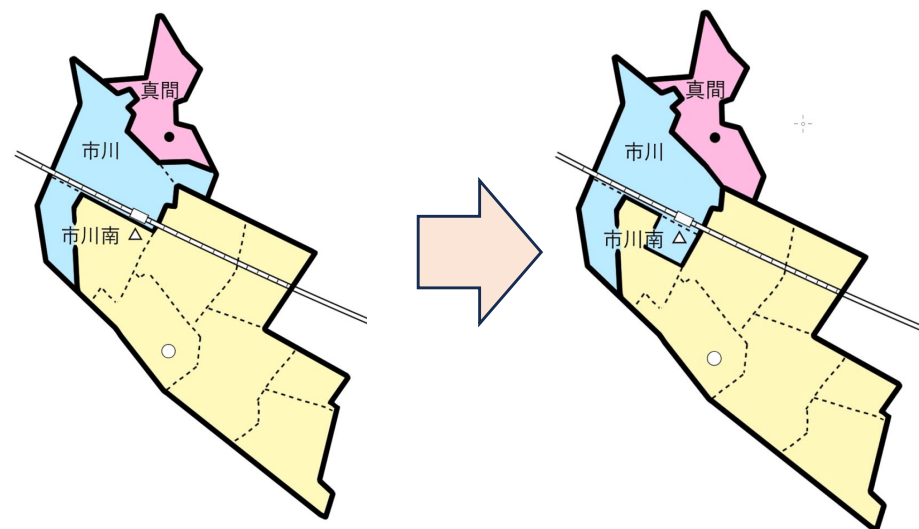
⇒相談先と居住区域の不一致により市民に混乱が生じている



市川第一、市川第二、真間の圏域を一部見直し、
ねじれの解消とセンターの機能強化を目指す(R9～)

○地区割の見直し

- ・市川南1丁目:市川第二⇒市川第一へ
- ・真間1丁目 :市川第一⇒真間へ



圏域範囲 :市川第一…青 市川第二…黄 真間…ピンク
センター事務所:市川第一…△ 市川第二…○ 真間…●

	高齢者人口			要支援者増減 (R8/6/4時点)
	変更前	変更後	増減	
市川第一	5,157	5,797	640	36
市川第二	11,736	10,704	-1,032	-63
真間	1,513	1,905	392	27

地区割人口比較

第1回市川市介護保険地域運営委員会	資料4-2
令和8年8月5日（水）	

令和8年3月31日時点

高齢者サポートセンター国府台		町名	高齢者人口	後期高齢者人口	町別人口	高齢化率
人口	5,671	国府台	1,582	994	5,671	27.9%
高齢者人口	1,582					
後期高齢者人口	994					
高齢化率	27.9%	計	1,582	994	5,671	27.9%

高齢者サポートセンター国府台		町名	高齢者人口	後期高齢者人口	町別人口	高齢化率
人口	5,671	国府台	1,582	994	5,671	27.9%
高齢者人口	1,582					
後期高齢者人口	994					
高齢化率	27.9%	計	1,582	994	5,671	27.9%

高齢者サポートセンター市川第一		町名	高齢者人口	後期高齢者人口	町別人口	高齢化率
人口	27,485	市川	2,659	1,592	13,474	19.7%
高齢者人口	5,157	真間1丁目	392	232	2,146	20.6%
後期高齢者人口	3,097	市川南3丁目	1,630	969	6,389	15.5%
高齢化率	20.6%	市川南4丁目	476	304	3,071	18.3%
		計	5,157	3,097	25,080	20.6%

高齢者サポートセンター市川第一		町名	高齢者人口	後期高齢者人口	町別人口	高齢化率
人口	27,485	市川	2,659	1,592	13,474	19.7%
高齢者人口	5,797	市川南1丁目	1,032	613	4,551	25.5%
後期高齢者人口	3,478	市川南3丁目	1,630	969	6,389	15.5%
高齢化率	21.1%	市川南4丁目	476	304	3,071	18.3%
		計	5,797	3,478	27,485	21.1%

高齢者サポートセンター市川第二		町名	高齢者人口	後期高齢者人口	町別人口	高齢化率
人口	56,501	市川南1丁目	1,032	613	4,551	25.5%
高齢者人口	11,736	市川南2丁目	582	333	2,632	22.7%
後期高齢者人口	7,101	市川南5丁目	74	44	336	22.1%
高齢化率	20.8%	新田	2,821	1,705	14,576	22.0%
		平田	1,628	953	7,996	19.4%
		大洲	1,942	1,210	8,167	20.4%
		大和田	1,916	1,229	9,143	23.8%
		東大和田	661	353	3,961	21.0%
		稲荷木	1,080	661	5,139	16.7%
		計	11,736	7,101	56,501	20.8%

高齢者サポートセンター市川第二		町名	高齢者人口	後期高齢者人口	町別人口	高齢化率
人口	0	市川南2丁目	582	333	2,632	22.7%
高齢者人口	10,704	市川南5丁目	74	44	336	22.1%
後期高齢者人口	6,488	新田	2,821	1,705	14,576	22.0%
高齢化率	20.6%	平田	1,628	953	7,996	19.4%
		大洲	1,942	1,210	8,167	20.4%
		大和田	1,916	1,229	9,143	23.8%
		東大和田	661	353	3,961	21.0%
		稲荷木	1,080	661	5,139	16.7%
		計	10,704	6,488	51,950	20.6%

高齢者サポートセンター真間		町名	高齢者人口	後期高齢者人口	町別人口	高齢化率
人口	5,704	真間2丁目	473	295	1,884	25.1%
高齢者人口	1,513	真間3丁目	306	185	1,025	29.9%
後期高齢者人口	938	真間4丁目	305	194	1,029	29.6%
高齢化率	26.5%	真間5丁目	429	264	1,766	24.3%
		計	1,513	938	5,704	26.5%

高齢者サポートセンター真間		町名	高齢者人口	後期高齢者人口	町別人口	高齢化率
人口	7,850	真間1丁目	392	232	2,146	20.6%
高齢者人口	1,905	真間2丁目	473	295	1,884	25.1%
後期高齢者人口	1,170	真間3丁目	306	185	1,025	29.9%
高齢化率	24.3%	真間4丁目	305	194	1,029	29.6%
		真間5丁目	429	264	1,766	24.3%
		計	1,905	1,170	7,850	24.3%

高齢者サポートセンター菅野・須和田		町名	高齢者人口	後期高齢者人口	町別人口	高齢化率
人口	26,968	菅野	2,457	1,466	10,705	23.0%
高齢者人口	6,537	東菅野	2,750	1,672	10,891	25.3%
後期高齢者人口	3,956	須和田	1,330	818	5,372	24.8%
高齢化率	24.2%					
		計	6,537	3,956	26,968	24.2%

高齢者サポートセンター菅野・須和田		町名	高齢者人口	後期高齢者人口	町別人口	高齢化率
人口	26,968	菅野	2,457	1,466	10,705	23.0%
高齢者人口	6,537	東菅野	2,750	1,672	10,891	25.3%
後期高齢者人口	3,956	須和田	1,330	818	5,372	24.8%
高齢化率	24.2%					
		計	6,537	3,956	26,968	24.2%

※市川市HP 町丁別・年齢別人口（住民基本台帳）より

第1回市川市介護保険地域運営委員会	資料5
令和8年8月5日(水)	

介護予防支援事業等の委託事業者の追加について

高齢者サポートセンターがケアプラン作成委託契約を締結した事業所一覧

受取期間: 令和8年2月21日～令和8年 7月15日

番号	事業所・施設の名称		事業指定年月日	高齢者サポートセンター名
	サービスの種類	郵便番号		
	事業者番号	住所		
1	ケアプランセンターnozomi		2024年9月1日	菅野・須和田
	居宅介護支援	277-0087		
	1272207885	千葉県柏市常盤台9-1		
2	やさしい手市川居宅介護支援事業所		2025年12月1日	菅野・須和田
	居宅介護支援	272-0033		
	1270806365	千葉県市川市市川南2-8-20 オウカスリーフシティ市川1階		
3	ケアプラン津田沼		2023年4月1日	八幡
	居宅介護支援	275-0017		
	1272102441	千葉県習志野市藤崎4-10-8		
4	居宅介護支援事業所 ホームケア本八幡		2016年7月1日	市川第一
	居宅介護支援	272-0023		
	1270804881	千葉県市川市南八幡3-5-15-401		
5	ケアパートナー マザーシップ		2023年6月1日	八幡
	居宅介護支援	272-0034		
	1270806050	千葉県市川市市川1-22-11		
6	ケアプランセンターかわぐち		2024年4月1日	菅野・須和田
	居宅介護支援	266-0031		
	1270502493	千葉県千葉市おゆみ野6-15-9		
7	三愛指定居宅介護支援事業所		2006年8月1日	国分
	居宅介護支援	272-0802		
	1270801945	千葉県市川市柏井町3-650		
8	ダイバーシティ葛西		2018年5月1日	南行徳第二
	居宅介護支援	132-0084		
	1372309524	東京都江戸川区東葛西6-44-13 マンション・コイムⅡ402号室		
9	やさしい手市川居宅介護支援事業所		2025年12月1日	真間
	居宅かいご支援	272-0033		
	1270806365	千葉県市川市市川南2-8-20 オウカスリーフシティ市川1階		
10	ダイバーシティ葛西		2018年5月1日	行徳
	居宅介護支援	132-0084		
	1372309524	東京都江戸川区東葛西6-44-13 マンション・コイムⅡ402号室		
11	ケアアドバイス居宅介護支援事業所		2022年1月1日	八幡
	居宅介護支援	272-0805		
	1270805862	千葉県市川市大野町1-482-17		
12	市川あさひ荘ケアセンター		2000年4月1日	国分
	居宅介護支援	272-0802		
	1270800046	千葉県市川市大町537番地		
13	ダイバーシティ葛西		2018年5月1日	南行徳第一
	居宅介護支援	132-0084		
	1372309524	東京都江戸川区東葛西6-44-13 マンション・コイムⅡ402号室		
14	ケアプランぞうさん市川大野		2022年2月1日	菅野・須和田
	居宅介護支援	272-0804		
	1270805870	千葉県市川市南大野1-1-26		
15	妙樹介護支援センター		2009年10月1日	市川東部
	居宅介護支援	271-0093		
	1271204404	千葉県松戸市小山407-5		
16	妙樹介護支援センター		2009年10月1日	菅野・須和田
	居宅介護支援	271-0093		
	1271204404	千葉県松戸市小山407-5		

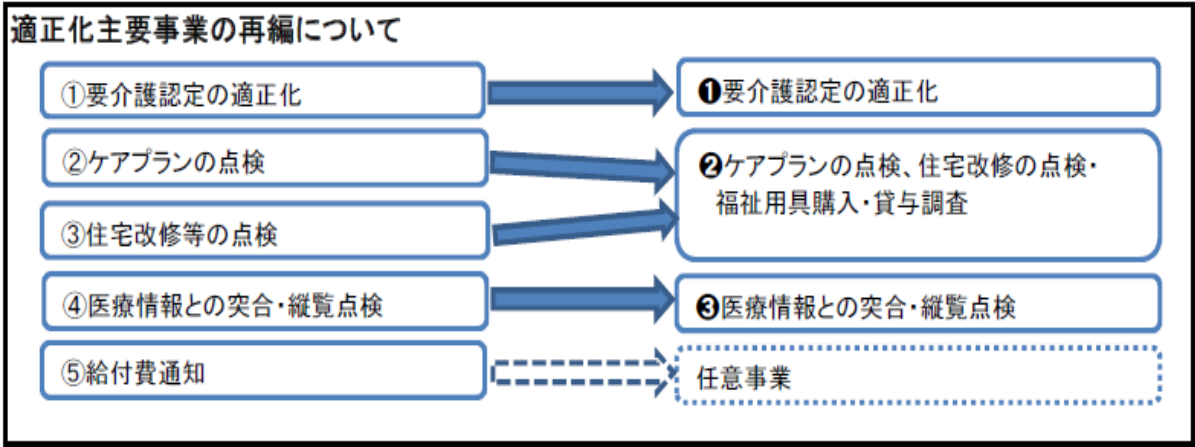
番号	事業所・施設の名称		事業指定年月日	高齢者サポートセンター名
	サービスの種類	郵便番号		
	事業者番号	住所		
17	癒しのケアプランセンター浦安ふじみ		2002年2月1日	市川東部
	居宅介護支援	279-0043		
	1273200186	千葉県浦安市富士見2-21-36		

令和7年度 介護給付費適正化事業について（報告）

国が示した「『介護給付適正化計画』に関する指針」において、効果的・効率的に事業を実施するため、事業を重点化し、令和5年度までの主要5事業から3事業に再編された。
このことから、本市においても、令和6年度より事業を再編した。

主な再編内容

- ・「住宅改修等の点検」は「ケアプランの点検」へ統合
- ・「介護給付費通知」は費用対効果が見込みづらいため、任意事業に位置付けられたことに伴い、全件発送を廃止し、希望があった場合のみ交付



介護給付費適正化主要3事業

1. 要介護認定の適正化

①認定調査票の点検

適正かつ公平な要介護認定の確保を図るため、要介護認定に係る認定調査票の内容の点検及び整合の実施。

②認定調査員への研修

認定調査の質の向上、適正化及び平準化を図るため研修を実施。

i. 認定調査員新規研修を実施	[県主催]	1回	令和7年4月	26 名
ii. 認定調査員適正化研修を実施	[市主催]	3回	令和7年11月	150 名
iii. 認定調査員現任研修を実施	[県主催]	随時	令和8年1月～2月（ワデマント）	69 名

③介護認定審査会を対象とした研修

認定審査会の審査判定の適正化及び平準化を図るため研修を実施。

i. 認定審査会委員新規研修を実施	[県主催]	1回	令和7年4月・令和8年3月	2 名
ii. 認定審査会委員適正化研修を実施	[市主催]	2回	令和7年11月	99 名
iii. 認定審査会委員現任研修を実施	[県主催]	随時	令和8年1月～2月（ワデマント）	90 名

2. ケアプランの点検、住宅改修の点検・福祉用具購入・貸与調査

【目的】

利用者の自立支援に資する適切なケアプラン作成を支援する。

【実施方法】

ケアプランの点検

国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムにおいて、指導効果が特に高いと見込まれる帳票を活用する国の指針が新たに示され、事業所を絞り込んだ上で、効果的なケアプラン点検を実施する。

住宅改修の点検

支給申請については、事前申請書類を全件確認する。改修規模が大きく複雑であるケースや、提出書類からは現状が分かりにくいケース等については、工事着工前にリハビリ専門職が同席し訪問調査を行い、適切な工事であるかを確認する。また、必要に応じてケアプランの提出を求め、ケアプランとの整合性の観点からの点検を行う。

福祉用具購入・貸与調査

国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムにおいて、指導効果が特に高いと見込まれる帳票を活用し、訪問又はケアプランの点検により、福祉用具の必要性や利用状況を確認する。

〇ケアプラン点検

実施年度	点検件数	返還件数	返還金額
令和7年度	60件（住宅改修・福祉用具貸与訪問調査含む）	1件	56,511円

帳票種類	R7ケアプラン点検 内訳	返還件数	点検件数
給付	認定調査状況と利用サービス不一致		40
縦覧	短期入所半数超過報告書未提出	1	9
縦覧	例外給付未届出		0
給付	生活援助回数超		1
給付	ケアプラン検証		3
—	短期入所＋居宅療養 訪問他		7
合計		1	60

3. 医療情報との突合・縦覧点検

【目的】

請求誤り等の有無の確認を行い、誤り等を発見した場合、適正な処理を行う。

令和6年度より国民健康保険団体連合会において、保険者支援の拡充として、医療情報との突合における点検項目の変更や、縦覧点検で国民健康保険団体連合会が点検を実施する帳票が2帳票から4帳票へ拡大。

なお、国民健康保険団体連合会の点検内容は千葉県の保険者は同一の内容。

【実施方法】

○国民健康保険団体連合会が実施した点検

(1) 医療情報との突合 (医療＋介護)

国民健康保険団体連合会の点検結果通知をもとに、市川市が過誤調整等の実施の有無を確認し、医療と介護の重複請求の排除等を図る。

実施年度	返還件数	返還金額
令和7年度	13件	435,933円

(2) 縦覧審査結果の点検

国民健康保険団体連合会の点検結果通知をもとに、市川市が過誤調整等の実施の有無を確認し、介護サービス事業者等における適正な請求の促進を図る。

実施年度	返還件数	返還金額
令和7年度	45件	1,175,702円

○市川市が実施した点検

(3) 月途中要介護状態変更受給者点検

月途中で要介護状態が変更になった受給者について、各々の要介護状態における受給可能日数と実際に受けたサービスを確認する。

実施年度	返還件数	返還金額
令和7年度	0件	0円

(4) 訪問看護体制強化加算請求状況点検

訪問看護体制強化加算の算定要件の適合状況について、不適正と考えられる項目のある事業所を抽出する。

実施年度	返還件数	返還金額
令和7年度	0件	0円

(5) 中山間地域等提供加算算定受給者点検

被保険者の住所を確認し、加算請求の基準を満たしていないケースを抽出する。

実施年度	返還件数	返還金額
令和7年度	1件	394円

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
計画期	第 1 期														
				第 2 期											
							第 3 期			第 4 期			第 5 期		

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画期	第 6 期			第 7 期			第 8 期			第 9 期			次期 第10期計画		
											策定				

2 第10期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたって

(1) 基本理念

＜第10期計画（案）＞：第7～9期計画を継承

個人としての尊厳が保たれ その人らしく自立した生活を送ることができる
安心と共生のまち いちかわ

(2) 基本方針

地域の多様な主体がもつ強みや資源を有効活用して課題の解決に取り組み、
地域包括ケアシステムを推進していきます。



＜第10期計画（案）＞：第8・9期計画を継承しつつ修正

地域の多様な主体がもつ強みや資源に目を向けて課題の解決に取り組み、
地域包括ケアを深化・推進していきます。

(3) 基本目標

基本目標1	自分らしく「自立」した生活をおくる
基本目標2	尊厳ある暮らしを最期まで支える
基本目標3	安心と共生の基盤をつくる



＜第10期計画（案）＞：「高齢者施策の中期的なあり方について（答申）」踏まえ今後調整

基本目標1	介護および予防・生活支援サービスの充実
基本目標2	高齢期や最期への備えについて考える文化の創造と、 手続き支援の体制整備
基本目標3	地域社会の中につながりや役割を持てる“関係性”の資源づくり

(4) 日常生活圏域

＜第10期計画（案）＞：第9期計画を継承

15 圏域	※ただし一部圏域で区割り見直し予定
-------	-------------------

(5) 計画の名称

＜第10期計画（案）＞：「認知症施策推進計画」を併記

市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

(6) 計画に盛り込むべき事項

①市町村介護保険事業計画に関する国の「基本指針」（第9期介護保険事業計画）

作成に関する 基本的事項	1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等地域の実態の把握 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 4 都道府県との連携 5 第10期の目標 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 7 (一) 市町村老人福祉計画との一体性 (二) 市町村計画との整合性 (三) 市町村地域福祉計画との調和 (四) 市町村高齢者居住安定確保計画との調和 (五) 認知症対策推進基本計画を踏まえた取組 (六) その他法律の規定による計画等との調和
基本的記載事項 (第117条第2項)	1 日常生活圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計 3 各年度における地域支援事業の量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計 4 2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項 5 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定
任意記載事項 (第117条第3項)	1 地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項 (一) 在宅医療・介護連携の推進 (二) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四) 地域ケア会議の推進 (五) 高齢者の居住安定に係る施策との連携 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営基盤の強化等 5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 (一) 介護給付等対象サービス (二) 総合事業 (三) 地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価並びに体制の強化

	(四) 介護に取り組む家族等への支援の充実 (五) 高齢者虐待防止対策の推進 (六) 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 6 認知症施策の推進 7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数及び要介護者数の状況 8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 9 市町村独自事業に関する事項 10 災害に対する備えの検討 11 感染症に対する備えの検討
--	--

②次期計画の「基本指針」検討に考慮される要素

<介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和7年12月25日）関係>

○ 人口減少

- ・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築
- ・中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

○ 地域包括ケアシステムの深化

- ・医療・介護連携の推進
- ・有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援
- ・介護予防の推進、総合事業の在り方
- ・相談支援等の在り方
- ・認知症施策の推進等

○ 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

- ・総合的な介護人材確保対策
- ・介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進

○ 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

- ・2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方等

<福祉部会「社会保障審議会福祉部会報告書」（令和7年12月18日）関係>

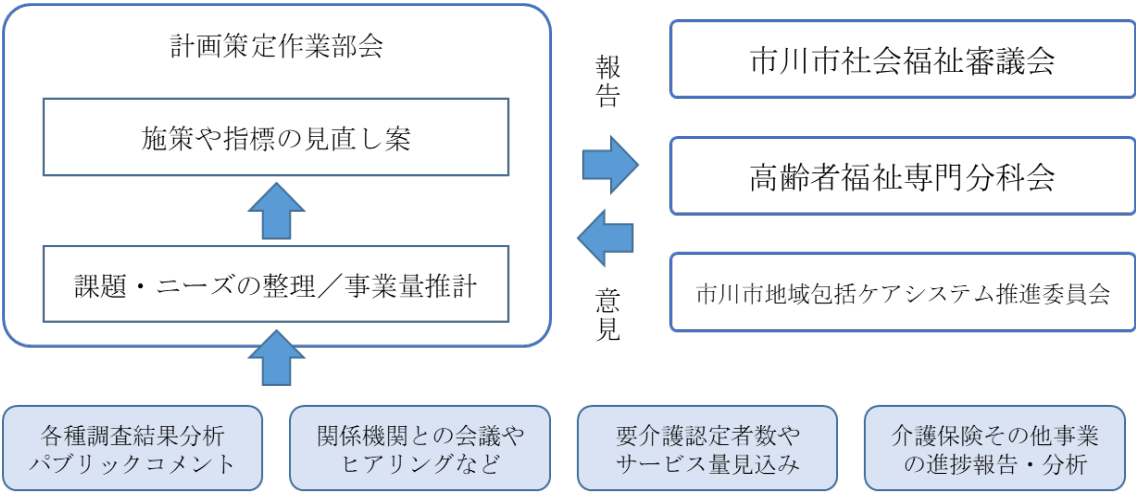
○ 介護人材の確保・育成・定着等

<「医療法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第87号）関係>

- 入院医療だけではなく、外来・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた地域の医療提供体制全体の課題解決を図る新たな地域医療構想の策定
- 介護保険事業（支援）計画におけるロジックモデルの活用（医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和7年12月4日参議院厚生労働委員会））
- 本指針を定めるに当たり、即するものとされている医療情報化推進方針の策定（改正後の介護保険法第116条）等

3 計画の策定体制・スケジュール（案）について

(1) 計画の策定体制



(2) 計画策定スケジュール（案）

		国・県・市・市川市社会福祉審議会	市民・関係者等
令和6年度		高齢者施策の中期的なあり方について（答申）	市川市地域ケア推進会議
令和7年度	年間	地域包括ケアシステム推進委員会	市川市地域ケア推進会議
	11月～		アンケート調査（市民・介護事業者）
	3月	【国】基本指針の構成について	
令和8年度	7月	第1回社会福祉審議会本会議 【本計画の諮問】	市川市地域ケア推進会議
	8月	第1回高齢者福祉専門分科会	市川市介護保険地域運営委員会
	10月	第2回社会福祉審議会本会議	
	11月	第2回高齢者福祉専門分科会 地域包括ケアシステム推進委員会	パブリックコメント募集
	12～2月	第3回社会福祉審議会本会議 【本計画に対する答申】	市川市地域ケア推進会議
	3月	本計画策定 【県】千葉県高齢者保健福祉計画策定	

第1回介護保険地域運営委員会	当日配布資料
令和8年8月5日(水)	

委員名簿

審議会等の名称：市川市介護保険地域運営委員会

氏 名	所 属 ・ 役 職	選出区分
平山 香代子	和洋女子大学 看護学部看護学科 准教授	保健、医療又は福祉に関し学識 経験のある者
佐々木 森雄	市川市医師会	関係団体の推薦を受けた者
中島 慎一	市川市歯科医師会 副会長	関係団体の推薦を受けた者
牧野 泰幸	市川市薬剤師会	関係団体の推薦を受けた者
大谷 寛子	千葉県弁護士会京葉支部 高齢者・障がい者支援センター 副委員長	関係団体の推薦を受けた者
村端 密英	千葉県税理士会市川支部 租税支援対策部員	関係団体の推薦を受けた者
大塚 一郎	千葉県介護福祉士会	関係団体の推薦を受けた者
淡路 洋	市川市自治会連合協議会 常任理事	被保険者
高橋 昌代	市川南・大洲地区 民生委員児童委員協議会 会長	被保険者
田中 紘太	市川市介護支援専門員協議会 会長	介護支援専門員又は指定サー ビス事業者等で構成される団 体の推薦を受けた者

※ 令和8年8月1日現在

【所管課】福祉部介護保険課

(内線 14516)